

令和2年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1454号）《未定稿》

◎日 時 令和2年11月12日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	石川	雅己	君	
副	区	山	口	正紀	君
保健福祉部	長	歌	川	さとみ	君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君
地域振興部長	村 木 久 人 君
文化スポーツ担当部長 オリンピック・パラリンピック担当部長	大 矢 栄 一 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
会計管理者	保 科 彰 吾 君
総務課長	中 田 治 子 君
企画課長	亀 割 岳 彦 君
財政課長	石 綿 賢 一 郎 君

(教育委員会)

子ども部長	清 水 章 君
教育担当部長	佐 藤 尚 久 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	門 口 昌 史 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	河 合 芳 則 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事務局 長	吉 村 以 津 己 君
事務局 次 長	小 玉 伸 一 君
議事担当係長	桐 谷 孝 行 君
議事担当係長	吉 田 匡 令 君
議事担当係長	石 井 妙 子 君
議事担当係長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、13番池田ともりの議員。

〔池田ともりの議員登壇〕

○13番（池田ともりの議員） 令和2年第4回千代田区議会定例会に当たり、自由民主党の一員として一般質問をいたします。今回は、**コロナ禍での防災対策**、そして**地域交通施策**について伺います。

いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、教育現場、各種団体、各地域で予定されている行事は中止または延期、実施されても規模を縮小したりと、従来どおりとはいけなくなりました。

避難所防災訓練も例外ではなく、今年度は全箇所中止となりました。一部協議会形式で行うところもあるようですが、コロナ禍においてはやむを得ない状況です。とはいえ、震災は突然発生することを想定し、いざというときには自助、共助、公助の意識をしっかりと持ち続けること、避難所訓練も繰り返し実施することが大切とされてきましたが、そこで新たな生活様式となり、感染症対策にもつながる密を回避した避難所の在り方を確認させていただきます。

各地区の避難所防災訓練は密になることを避けるため実施することができませんが、震災はいつ起こるか分かりません。感染症対策をしながら避難所を開設・運営していくため、現場での確認はしておく必要があると考えます。感染症対策、それを踏まえた新たな手順、現場での注意事項など、協議会形式でも実施しているのでしょうか。また、集まることかなわないのなら、この機会にオンライン会議を体験するなど、防災意識を低下させない手段を考えているのか、区としての対応策が求められます。

そこで質問いたします。オンライン会議の実施の検討を含め、現在の避難所訓練に関する実施状況、コロナ禍での避難所防災訓練の在り方について、区のお考えをお聞かせください。

区内のイベントが中止となり、学生ボランティアへの協力もそれほどでないことが幸いしています。防災訓練はもちろんのこと、避難所運営においても区内の学生ボランティアの存在は若くて優しく力強い人材として必要不可欠です。しかしながら、コロナ禍においては前期、後期とも自宅でのリモート授業となっている学生が多いと聞いています。区内の大学に通ってきているからこそ学生ボランティアとの連携が充実してきましたが、コロナ禍では同じような協力が厳しくなるのではないかと思います。

また、昨年10月に発生した豪雨災害では、本区では初めて緊急の区民避難所が開設されました。（スクリーンを写真画面に切替え）日頃からの震災発生後を想定した避難所訓練とは違い、急な要請に地域の方も戸惑いながらの対応だったことが思い出されます。当時、終始対応に追われていたのは区の職員の方でした。区民のため、地域のために努めていただいている職員の方には感謝の言葉しかありません。もし、感染症対策が必要な状況で急な避難所開設となった場合、

加えて地域の方が現場に駆けつけられないときには、担当の職員の方の負担が増えることは明白です。昨日の小林やすお議員の代表質問の中で、避難所についての質問に対し、新たに避難所を増やす場合には運営協議会も立ち上げるとの答弁がありました。地域の方はもちろんのこと、人員の確保が心配されます。（スクリーンを元に戻す）

そこで質問いたします。感染症対策が必要な状況での避難所運営において、地域との連携はもちろんのこと、学生ボランティアとの連携、職員への負担軽減策など、区のお考えをお聞かせください。

次に、地域交通施策について伺います。

千代田区では、平成9年9月に9人乗りのハイエースでルート上での乗り降りが自由な乗り合いタクシーとして地域福祉交通「風ぐるま」の運行が始まりました。（スクリーンを写真画面に切替え）以降、高齢者を中心に利用者が拡大してきたこと、平成27年度にかがやきプラザが開設されたのを機に、平成28年1月4日車両を小型バスに変更されました。一度に乗れる人数が増えましたが、車両が大きくなったことからルートが大幅に見直されました。（スクリーンを元に戻す）おかげで福祉施設の利用者が利用するという目的以外にもコミュニティバスとして買物や通院などの日常生活、さらには通勤や保育園の送迎時に使いたいという要望も増えてきました。

風ぐるま事業は運行事業者に対する補助金を支出する補助事業であります。区民の皆さんは千代田区の事業と勘違い認識しているのではないのでしょうか。これまでも見直しが行われてきましたが、増便してほしい、ルートが一方通行なので双方向に走らせてほしい、運行時間を延長してほしいなど、様々な要望が出されてきました。現在も見直しの検討がされているようです。この事業は福祉施設の利用者を主な対象として始めた事業であることから、保健福祉部が所管しているのはご承知のとおりです。

都心と地方という差はありますが、三重県のいなべ市に福祉バスと称したコミュニティバスが運行しているのを紹介いたします。（スクリーンを写真画面に切替え）平成15年に4つの町が合併して誕生したいなべ市は、11月1日現在、4万3,000人余の人口ですが、人口推移としては僅かに減少傾向にある市です。課題としてコミュニティの一体感を醸成するためにも、旧町ごとに散在している行政施設を有機的につなぐことが求められ、新たなコミュニティバスを展開しました。福祉バスの機能継承を深く考慮して、新コミュニティバスへの移行を段階的に推進する基本構想を提案し、現在は13もの路線がつながり、市民にとって有効でかつ親しまれる運行を実施しています。ちなみにこの13路線は全て無料で運行されています。（スクリーンを元に戻す）

本区でも「風ぐるま」の愛称として親しまれている福祉交通バスに対する区民の要望は福祉目的を超えたコミュニティバス的な利用に広がっています。福祉目的の観点から見直しを検討している今の状況では、いつまでたっても同じ検討の繰り返しになります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）区長もそう認識されているのでしょうか。

平成30年代第1回定例会において、私たち会派の内田議員がコミュニティバスの在り方について質問をしたとき、区長から、区内における地域交通ネットワークの在り方について課題が多

いわけであるため時間を頂きたいとの答弁がありました。あれから2年以上経過しています。来年に延長となりましたオリンピック・パラリンピックを契機に、あらゆる角度から考える必要があると認識をされておりました。所管の保健福祉部だけでなく、横断的に政策経営部や地域振興部、交通施策の環境まちづくり部も一緒になって検討をしていただきたいと強く願います。

高齢者や障害を持った方でも上り下りのない交通機関を利用し、気軽に外出し、区内の文化施設や観光施設にも足を運べるようになればきつとうれしに違いありません。子育て支援にもつながります。それにはまずは所管の保健福祉部からの柔軟な発想が求められます。23区のうち17区が展開しているようなコミュニティバスではなく、これまでの千代田区の特性である、風ぐるまの機能を生かしつつ、総合的な交通バスの展開を区民の皆さんは求めているのではないのでしょうか。要望の実現には大幅な予算増が見込まれるのであれば、交通施策としての予算や文化芸術振興施策としての予算も考えていただきたい。

そこで質問いたします。事業開始から20年以上が経過し、風ぐるまの抜本的な見直し、福祉バスの機能をさらに拡充させ、コミュニティバスの機能も兼ね備えた総合的な交通バスの必要性を多角的に議論する時期であると考えます。保健福祉部を中心として全庁的な検討を求めますが、お考えをお聞かせください。

以上、これまでのそしてこれからの世代をつなぐため、コロナ禍での防災対策、千代田の交通施策について伺いました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 池田議員のご質問のうち、風ぐるまの見直しについてお答えをいたします。

地域福祉交通「風ぐるま」事業は、平成9年にスタートして以降、高齢者を中心に多くの区民に利用されております。また、平成28年1月には車両を小型バスに変更したことで、福祉施設を巡回するだけでなく、より多目的に活用すべきとのご意見が多く寄せられるようになりました。風ぐるまへの改善要望の多くは、双方向の運行、運行本数の増便、始発・終発時間の延長の3つに集約できます。

議員ご指摘のコミュニティバスについては明確な定義はございません。福祉目的、観光目的など、目的についても具体的で明確な定義はございません。現在の風ぐるまに対する要望、すなわち課題を解決することでコミュニティバスのような利用が可能になると考えられます。3つの課題を解決するためには、車両と運転者を増やすことが必須条件です。具体的には、1台2,000万円程度の車両を複数台購入し、それを運行するための複数の運転手を増員し運行管理を行うことになるため、現在の予算額を大幅に増額する必要があります。具体的な経費の試算と新たな風ぐるま事業の姿について今年度調査検討を進めているところでございます。調査検討の結果を受け、庁内はもとより、議会でも費用対効果を含めた抜本的なご議論を頂きたいと考えております。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 池田議員のコロナ禍での防災対策に関するご質問にお答え

いたします。

まず、現在の避難所訓練の状況ですが、ご案内のとおり全て中止となっております。避難所運営協議会の会議につきましては、これまで1か所実施したところですが、その他の幾つかの地域から感染防止に配慮して会議を行う意向を伺っているところでございます。会議の際には、訓練の代わりとして避難所における感染対策等の勉強会を行うなど、地域ごとに工夫して取り組んでおります。

議員ご提案のオンライン形式の会議等でございますが、運営上の工夫の1つとして地域にお伝えをし検討してまいります。なお、現状では来年度に向けて実際に集まる実践形式の訓練の要望がございますので、密にならないように広い会議の設定や人数制限を施すなど、十分な感染対策の上、訓練を実施する予定でございます。併せてその際の記録などを地域において活用していただくなどの工夫も検討してまいります。

次に、避難所運営に関する地域や学生ボランティアとの連携についてでございますが、まず、避難所運営につきましては、職員がすぐには参集できないため、地域の方が主体で行うことが基本でございます。改めてその点を周知することが重要であると考えます。また、学生などのボランティアにつきましては、社会福祉協議会を通じて、これまで通常の訓練や防災の行事などにも参加しており、そうした顔の見える関係を構築してきた経緯がございます。現在のコロナ禍により学生をはじめ就業者のボランティアなどもリモートワークなどにより区内に滞在していない可能性が増してきております。そのため、発災時の初動対応について、改めて今後の避難所運営協議会等で確認し共有できるよう努めてまいります。

なお、区の職員は発災時には災害対応がオンライン業務となることから、防災に係る訓練や研修を通じて役割等を明確にし、災害対応に不安や負担を感じることがないように意識醸成などに取り組んでございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2020年第4回定例会におきまして一般質問をいたします。

東京都内では新型コロナウイルス感染症が収まることなく、8月のピーク時を過ぎた現在も毎日100から200数十名、昨日は317名の感染者数が確認され、まだ収束の兆しが見えませんが、千代田区内のイベントや学校行事などは中止または密を避け縮小して行われていますが、新しい生活様式を取り入れて感染予防をしても、まだまだ区民の生活には大きな影響を及ぼしています。空気が乾燥し、気温が下がるこれからも注意が必要ではないでしょうか。

まず初めに、かがやきプラザの高齢者活動センターについてお伺いします。

4月5日から休館していたかがやきプラザ「高齢者活動センター」の活動が、6月中旬に再開されました。しかし、土曜日、日曜日、祭日は休館で、利用時間は90分以内とする制限があるので、早く通常の活動ができないものかと利用者から声が上がっています。東京都のGoToキャンペーンやGoToイートが始まり、感染予防を心がけての外出が可能となりましたが、活動場所の制限により体を動かす機会を失うことはフレイルを助長してしまうのではないのでしょうか。

(スクリーンを資料画面に切替え) 11月の事業カレンダーを見ても休館日が多く、活動予定も空欄が目立ちます。多くの方が楽しみにしていた高齢者活動センターの浴室利用は、これまで一度に10名程度の利用が可能でしたが、密を避けるため6名までとして、待ち時間も含めて滞在時間は2時間以内となっています。また、連日利用ができないので、1週間に最大で3日しか利用ができず、マッサージ器具等は使用できません。(スクリーンの表示を元に戻す)

高齢者のみの世帯では、お風呂掃除が負担となるので自宅のお風呂を使わず、満16歳以上の希望者に交付している敬老入浴券を使用して、公衆浴場を利用したり、高齢者活動センターの浴場を利用している方々がいます。年間最大44枚まで交付される敬老入浴券も、かがやきプラザが休館で高齢者活動センターの浴室が使えなかった時期に敬老入浴券をほとんど使い切ってしまったし、施設が使えないととても困るとお話されていました。

新型コロナウイルスの感染者数がまだ減少しませんが、ご高齢の活動場所であるかがやきプラザ「高齢者活動センター」の利用制限をどのようなタイミングで緩和または解除するのか、利用する方々に明確に示すことが必要ではないでしょうか。

そこで質問です。かがやきプラザ「高齢者活動センター」の利用制限で出かける機会が減ることによる高齢者の孤立やフレイルの対策をどのように考えているのでしょうか。利用希望者が多い入浴施設の利用制限の緩和について早めの対策が必要と考えますが、高齢者活動センターの利用制限解除までの見通しと、その周知方法も併せてお答えください。また、今年度に限り希望者に敬老入浴券の追加交付を検討してはいかがでしょうか、お答えください。

次に、同居する家族の介護を担う若者「ヤングケアラー」についてお伺いします。(スクリーンを資料画面に切替え)

一般財団法人日本ケアラー連盟によると、ヤングケアラーとは、同居する家族の介護や家庭事情により、家族に代わって家事を担う18歳以下の小・中・高校生をヤングケアラーといい、介護をする子どもたちの生活環境や教育環境に大きな問題を抱えていることが分かってきました。最近、新聞、テレビ報道などで見聞きすることが増えているように思います。(スクリーンの表示を元に戻す)

介護といっても様々で、祖父母など的高齢者介護、親の病気の介護、精神疾患などの親に代わって家事をしたり、障害を持つ兄弟の世話など、ヤングケアラーが担う介護は非常に広範囲にわたるため、睡眠時間が短くなってしまったり、時には学業や進路に影響を及ぼすことがあると聞きます。部活に参加できないために退部を余儀なくされ、塾に通えない、自宅学習の時間がない、時には学校を休んでしまうヤングケアラーもいるようです。また、ひとり親家庭で親の勤務状況のため、帰宅するまで弟や妹の面倒を見て、食事の支度から片付け、掃除、洗濯など、家事全般を一人で背負っているケースもあると聞きました。子どもたちが多くの経験を積む時期に自分の思うように時間が使えない、やりたいことができない状況に心の負担や不安を相談できる環境があるか、千代田区ではヤングケアラーの状況を把握しているのでしょうか。

コロナ禍で学校職員の業務が増えていることも理解していますが、児童・生徒のちょっとした変化から困り事を見つけ出し、支援、相談につなげているのでしょうか。スクールカウンセラーが

受皿になっているのでしょうか。介護をすること、病気についてなど、まだ理解が乏しいために子どもたちに無理が生じていないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

「ふるすあるは」という団体のホームページにある子ども情報ステーションの中に、イラストで学ぶ病気や障害、親が不調のときの子どものケアガイドが掲載されています。ヤングケアラーの説明には、どのようなことをしているのか具体的に書かれ、自分の時間をつくる工夫には、自分が大切にしていることを守る、透明バリアを持つなど、イラストを添えて分かりやすく書かれています。「生きる冒険地図・知恵と工夫集」には、助けを求める方法や、すぐ食べられるものがないときに簡単に食事を作る方法など、生きることに緊迫したときの情報が載っています。ネット環境が整っていない場合には家庭で見ることができませんが、このような情報を子どもたちに学ばせる機会が必要かもしれません。（スクリーンの表示を元に戻す）

私は、昨年ヤングケアラーの学習会に参加したとき、私自身が障害を持つ次男の世話を長男の力を借りることが多くあり、ヤングケアラーにしてしまったことに気づかされました。それ以降は気をつけるようにしていても、家族の協力なしにはできないことがあり、まだケアラーをさせてしまっています。既に埼玉県のように条例化しているところも見られ、介護を担う子どもたちがやりたいことを我慢することなく生活できるよう早急に保健福祉部と子ども部が連携し、介護支援と心のケアについて施策をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問です。厚生労働省は、ヤングケアラーについて、全国の教育現場を対象にした実態調査を12月に行い、今年度末に調査結果をまとめるそうです。千代田区でも気づきにくいヤングケアラーを取りこぼすことなく実態把握を行ってほしいと思いますが、現在、児童・家庭支援センターなどの相談機関や学校のカウンセラーを利用しているヤングケアラーがどのくらいいるか把握しているのでしょうか。また、家族の介護を担っていると思われる児童・生徒に対しての心のケアをどのように行っているのでしょうか、お答えください。

以上、高齢者活動センターとヤングケアラーについて、区長、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 長谷川議員のヤングケアラー支援に関するご質問にお答え申し上げます。

子ども部における相談支援機能でございます児童・家庭支援センターにおきましては、スクールカウンセラーも含めましてヤングケアラーに該当する相談事例は現在までのところございません。一方、学校現場におきましては、児童・生徒一人一人の状況を日々把握するよう努めておりますとともに、児童・家庭支援センターにおきましては、子どもと家庭に関する様々な相談窓口をご用意し、個々のケースに丁寧に対応していることはご案内のとおりでございます。このため、今後とも関係所管と緊密に連携をしながら、情報収集と情報の共有化に努めますとともに、子どもたちの心のケアを図り、不安を抱えておられる各ご家庭を支援してまいります。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 長谷川議員のかがやきプラザ「高齢者活動センター」の利用

状況と今後の活動に関するご質問にお答えいたします。

高齢者活動センターは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月に利用を休止した後、都内の感染動向を注視しながら段階的に活動を再開してまいりました。重症化リスクが高いとされる高齢者が多く利用する施設であるため、再開に当たっては独自にガイドラインを制定し、高齢者の安全を優先し、定例的な指定管理者との協議を行いながら慎重に判断してまいりました。

ガイドラインでは、大人数が集まる大規模な講座、飛散リスクが高い活動、道具の消毒が徹底できない事業は基本的に休止した上で、マスク着用及び消毒の徹底、検温の実施、ソーシャルディスタンスの確保、滞在時間の短縮などに留意することとしております。また、再開に当たっては、浴室の脱衣所を中心に施設を運用するために職員が小まめに消毒を行うなど、様々な感染症対策を担っており、職員の業務負担が従前より増しているため、平日のマンパワーを確保できるように土曜日、日曜日は休館としております。

一方で、高齢者の外出機会の喪失は、フレイル、介護予防の観点から非常に重要であると認識しております。自粛期間中には、活動センター登録者への電話訪問やかがやき大学のDVD配付、通信の発行など、様々コミュニケーションの接点をつくりながら、身近な地域で新しい生活様式に配慮した散歩や自宅での体操の啓発を行っております。

今後、コロナ禍が収束するまでにはかなりの期間が必要だと思われまます。このような状況を踏まえて、フレイル対策を進めるために工夫を重ねてまいります。

なお、敬老入浴券の追加交付は考えておりません。11月に入り、都内だけでなく全国的に感染者が増える傾向にあります。冬に向かい、感染拡大が懸念される中、重症化リスクの高い高齢者の感染予防を最優先に、慎重に活動センターの利用制限の緩和に取り組んでまいります。

○3番（長谷川みえこ議員） 再質問させていただきます。

私が、今までこども食堂など要望してまいりましたけれども、その中に、子どもたちの、ケアラーできょうだい支援をしている子どもたちがいるのではないかという、共働き世帯、ひとり親世帯の子どもたちに対する支援を行ってほしいという思いがあって、希望してまいりました。さらに丁寧に子どもたちの把握をしていただきたいと思います。その見つけ出し方、その他の方法について、もう一度改めてお伺いしたいと思います。

もう1つ、かがやきプラザのほうについてです。入浴券の配付をしないというご答弁でしたけれども、できるだけ早い時期に再開の緩和をしていただきたいと思います。人数の制限、土曜日、日曜日の休館日の緩和、もう一度改めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 長谷川議員の再質問にお答え申し上げます。

子どもたちのケアラーがいるのではないか。共働き、ひとり親世帯ということで、現状の把握をと。見つけ方その他の方法について再度お伺いするというご質問だと承りました。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、児童・生徒あるいはその保護者から相談を、窓口はたくさんありますので、相談をお受けする場合はもちろんのこと、例えば保育園や幼稚園あるい

は学校あるいは学童クラブなどの現場におきまして、この子はどうしたんだろうとか、あるいは大丈夫だろうかとか、日々、目をかけております。気になった場合には、例えば学校であれば担任の教職員、もちろん目を配り、気をつけ、適宜声かけをしております。状況によっては、学校であれば担任以外の教職員あるいは私ども教育委員会事務局、指導課、指導主事、あるいは子ども支援課、児童・家庭支援センター、そういった多くの教職員、そしてもちろん教育委員、こういった多くの人たちが頻繁に学校や園の現場に駆けつけ、子どもたち一人一人と一緒にケアをしていく体制を現在取っております。これが千代田区の教育行政であり、子育て支援の実態でございます。私どもこうした体制を引き続き取りながら、各ご家庭のご事情をしっかりと受け止め、受け止め、家族介護の負担軽減にこれからもつなげてまいりたいと考えております。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 長谷川議員の再質問にお答えをいたします。

私どもも、かがやきプラザの入浴施設をはじめ、高齢者活動センターの再開を一刻も早くしたい、その思いは同じでございます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の方の利用ということで、重症化リスクが高いということが明らかになっている中で、今のこの感染状況を見ると、簡単に通常に戻すことは、とてもではないですけどできません。私どもが最優先すべきは、高齢者の方の健康、安全を守ることですので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林たかや議員） 次に、2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番（岩佐りょう子議員） 2020年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、災害時の電力確保に関する取組についてお伺いいたします。

昨年の台風被害において、千葉県では長期間にわたり停電が発生しました。また、北海道胆振東部地震では全域が停電するブラックアウトが発生しています。巨大地震や台風などで電気、ガス、水道といったライフラインが損壊した場合、一番早く復旧するのは電力とされています。それでも過去の大規模災害では、人命救助で重要視される72時間の壁を越えて電力供給がストップする事態は十分に想定されます。

今回質問をするに当たり、本区でよく耳にする、皇居や国会がある本区においては停電はしない、してもすぐ復旧するという説について、根拠があるものなのか、実際に電力事業者の方に確認をいたしました。万全の策は取っているものの、想定外ということが全くないとは言えない。特に、近年多く発生する水害により、地域によって停電する可能性、復旧が遅れる可能性は否定できないとのご説明を頂きました。

巨大災害発生時における自立型電源は重要です。例えば、災害対策本部が設置される本庁舎がブラックアウトに陥った場合、相当な混乱が起きることは想像にかたくありません。そのため、国は災害対策基本法に基づく防災基本計画の中で、防災中枢機能を果たす自治体庁舎や指定避難場所などについて、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような準備を各自治体に呼びかけています。この求められている十分な期間の発電について、内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手引き」

は2つの具体的な時間・期間を提示しています。1つは、人命救助の観点から重要な72時間、もう1つは停電の長期化に備え1週間程度といった期間です。

現在、区による電源に関わる備蓄はバルーン投光器、発電機とそれに伴うガソリン、カセットボンベ、そして今年度に新たに加えられた大容量の可搬式蓄電池です。果たしてこれらの備蓄電源でどれだけの人数のどのようなニーズを対応しているのでしょうか。一部照明としての利用を想定しているのか、携帯電話の充電や通信に必要な電源などの情報インフラ、そして災害弱者の生命維持に関わる医療機器や冷暖房がどの程度確保されるのか、そしてそれらの電源が72時間確保されるのか、1週間程度確保されるのか、従来の備蓄はその量や取扱い方からしても、被災者に対する電力確保という視点が抜けているのではないのでしょうか。改めて精査し、備蓄、非常用自立電源をエリアごとに確保することは区の責務であると言えます。

みらいプロジェクトにおいても、主な取組として、災害時でも使用可能な独立したエネルギーシステムの構築や、一定期間の経済活動が可能な自立分散型電源の確保など、災害に強い様々なエネルギーシステムを備えますとあります。災害時の非常用電源についてどのようにお考えなのかお示してください。

そして、72時間、もしくは1週間程度に必要な非常時電源を考えるには、現状の地域の電気の使われ方を把握する必要があると考えます。エネルギーにおける自助を進めるために、現状とニーズの把握についてどのように進めていくのか、見解をお示してください。

また、昨年の台風による長期の停電を受け、国は「エネルギー供給強靱化法」を今年6月に制定しました。この法律によると、各自治体は、日頃より地域各事業所と連携しながら災害時の電力確保に努めなければなりません。ブラックアウトを経験した北海道では、地域電力会社と連携し停電対策訓練まで行っています。この法律を踏まえ、区でも発災時電力確保に向けて地域各事業者との連携強化をされていると思いますが、具体的にどのような連携の見直しをする予定なのかお聞かせください。

また、区有施設だけではなく、民間にも非常用発電機を導入している複合ビルが増えてきています。発災時に地域として電力をどう確保するのか、各事業者と地域を調整し、避難所や帰宅困難者への供給方法を情報共有してはいかがでしょうか、見解を求めます。

非常用電源の強化には様々な手法があり、分散した電源対策を地域の特性に応じて必要十分な量を設置することが必要です。また、環境保護の観点から、近年普及してきている電気自動車について災害時に活用することが注目されています。2016年の熊本地震では、企業が貸し出した電気自動車が避難所の夜間照明として活用されています。練馬区では、災害時、区民の所有するEV（電気自動車）を活用する災害時協力登録者制度を創設しています。電気自動車による電源確保は避難所や施設の状況によって供給量が調整できる利便性の高い手法だと言えます。また、近隣被災地へ電力を届ける支援として活用することも可能です。電気自動車の災害時電源活用について見解をお聞かせください。

ということで、続けまして、走行時にCO₂の排出ガスを出さない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、EV・PHVの推進についてお伺いします。

世界的にガソリン車やディーゼル車の新車販売禁止の流れが加速しています。今年9月にアメリカカリフォルニア州のニューサム知事が、州内で販売される全ての新車を2035年までに排ガスを出さないゼロエミッション車にするよう義務づけると発表したニュースが流れました。環境対策を重視するヨーロッパ各国でも同様の販売制限が相次ぎ、世界最大の自動車市場とされる中国でも電気自動車の普及が加速しています。日本でもEV・PHV自動車の推進については国も都も様々なプランを打ち出しています。電気自動車の普及における課題としては充電インフラの整備が真っ先に挙げられます。区としても設備している充電設備は本庁舎地下と近接した千代田区保健所の2か所です。一方で、民間における充電設備も増えてはきており、都内EV充電スポット情報サイトによりますと、現在、本区には29拠点の充電設備があるようですが、丸の内かいわいに集中するなど、残念ながら場所にばらつきがあります。EVの充電はガソリン給油に比べ時間がかかってしまうのが課題であり、最近では30分程度で充電できる急速充電器も増えてきてはいるようですが、夜間に自宅周辺で充電を行い、昼間に外出先で電気を少しだけつぎ足すという充電スタイルが理想的です。

そこで、区内充電施設の活用とさらなる拡充に向けて幾つかお伺いいたします。

まず、区内充電設備及び近隣区充電設備の場所や機種を定期的に把握し、マンション住民も日常的に使えるよう情報発信、災害時に活用する際のマニュアル等の作成と周知をしてはいかがでしょうか、見解をお示してください。

また、都市計画マスタープランや緑の基本計画、駐車場整備計画をはじめとしたまちづくりにおける諸計画、千代田区地球温暖化対策各計画において、EV・PHVの普及への姿勢について明確にしていくべきだと考えますがいかがでしょうか、見解をお示してください。

さらに、地域における充電設備の拡充を促進し、住民がEVに乗れる環境を整えるため、総合設計制度などを活用して、大型マンション、オフィスビルに充電器を設置し、広く一般に開放した場合において、設置スペースを空地と評価することにより設置のハードルを下げることは、充電インフラの現状課題解決の手段の1つとして挙げられます。また、防災や環境など、緑の多機能性に注目すると、市民緑地認定制度の運用の中で充電インフラの整備を支援することも可能かと思えます。開発諸制度、市民緑地認定制度等の運用により、EV・PHVの充電設備の設置を促すことはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

また、ヨーロッパでは、特に大都市中心部公道における充電器設置が一般的です。道路管理者や交通管理者、事業者と調整し、パーキングメーターのある駐車スペースやコインパーキングを活用した充電インフラ整備を進めてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

区長招集挨拶にもゼロエミッション千代田に向けての意欲が示されました。しかしながら、これまで議会からも多くの指摘があったように、ゼロエミッションという言葉は単なる理想を共有するために使うのではなく、実現可能な目標として掲げ、具体的な道筋をお示しいただくことを要望し、質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 岩佐議員のEV（電気自動車）、PHV（プラグイン

ハイブリッド車)の充電インフラの普及に関するご質問のうち、充電設備の設置状況に関する情報発信等及び地球温暖化対策に係る計画における取扱いについてお答えいたします。

本区のCO₂排出量に占める運輸部門の割合は約16%であり、業務部門に次いで高い割合を示しています。「2050ゼロエミッションちよだ」を掲げ、これを実現するためには、運輸部門のCO₂排出量削減も重要課題の1つであります。今後、EV等一層の普及推進を図るためには、一般の方が利用可能な充電設備の設置状況に関する情報提供が必要になってくると考えております。区は現時点でそれらの情報を詳細には把握しておりませんが、まずは実態の把握に努め、災害時の活用も含めた情報発信について検討してまいります。

また、EVをはじめとしたゼロエミッション・ビークルや充電設備の普及推進については、改定作業中の地球温暖化対策に関する計画の検討会議体で検討を進めているところでございます。今後、これらの取組を改定計画の中で位置づけ、積極的に推進してまいります。

〔計画担当部長印出井一美君登壇〕

○計画担当部長（印出井一美君） 岩佐議員のEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）の充電インフラ普及に関するご質問のうち、まちづくりの諸計画・制度における取扱いなどについてお答え申し上げます。

初めに、都市計画マスタープラン等の中で普及への姿勢を明確にすべきとのご指摘ですが、先日公表いたしました都市計画審議会のマスタープラン改定素案では、交通面の課題として、脱炭素、蓄電池などの技術革新の進展をいち早く捉え、実装の道筋をつけることが、また災害対応力の課題といたしまして、エネルギー確保など、地域の中核を担う建築物における機能の自立性、継続性を確保することが示されており、これらを踏まえた取組としてEV等の充電インフラの充実についても検討をしております。

また、緑の基本計画や駐車場整備計画は、都市計画マスタープランの部門別計画であり、マスタープランの考え方を踏まえて改定を検討してまいります。

次に、民間等における充電設備の設置誘導に向けた開発諸制度の運用についてですが、東京都は昨年12月に公表いたしました「ゼロエミッション東京戦略」の中で、充電設備の整備促進を掲げてございます。今後、開発諸制度運用の中で反映されるものと認識をしております。なお、区内で現在検討中の開発事業についても整備が図られるよう働きかけてまいります。また、市民緑地認定制度についてですが、本区では単に緑化率だけではなく、防災など、緑の多機能性に着目した貢献も想定しており、充電設備の誘導についても貢献メニューとして検討をしております。

なお、パーキングメーターやコインパーキングの活用については、ご指摘のとおり、道路管理者、交通管理者のほか、事業者との調整が必要であり、今後、駐車場整備計画の改定に併せて必要な調査検討、調整を図ってまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 岩佐議員の災害時の電力確保に関するご質問にお答えいたします。

まず、災害時の非常用電源の考え方についてでございます。現在、区において災害時に求める電源につきましては、基本的に各種防災関係機関や医療施設、さらに各避難所及び本庁舎や出張所などで72時間の確保を目指しているところでございます。しかしながら、区施設の中でも十分な電源確保ができない箇所もあることから、代替の機能確保として発電機や蓄電池の配備などを進めているところでございます。さらに、現在各施設の非常時の電源の確保に向けた調査等を進めておりますので、今後その結果に応じて被災者に対する電力確保の視点にも留意しながら各施設の対応について検討してまいります。

次に、電源の現状と非常時のニーズの把握に関するご質問です。

例えば、非常用電源を確保している区施設において、通常時に対し、どのぐらいの電力を確保しているかにつきましては、設計段階での災害時の必要機能を想定し、本部や避難場所となる部屋の電源及び照明や上下水などを稼働させる容量に基づき設定されております。こうした設計内容につきましては、個々の施設ごとに確認する必要があるとございますので、例えば民間施設も含めて一定の区域の全施設を把握するということは大変困難でございます。そのため、前述の調査結果などを参考として、まずは避難所などの区施設に関する状況の把握から取り組んでまいります。

次に、電気事業者との連携の見直しについてでございます。東京電力とは既に災害時における相互連携に関する覚書を締結しまして、大規模災害等に際しての連絡体制や情報連携等の基本的な事項を取り決めております。これに加えて、現在、災害時の電力復旧やその間の電力確保に関し、非常用電源として発電機を備えた電源車供給など、具体的な協議を東京電力と進めているところでございます。なお、こうした協議につきましては、広域での対応を担う東京都とも調整も必要となりますので、適宜調整を行いながら進めてまいります。

次に、発災時の電源確保と情報共有についてでございます。現在、大規模な建築計画に際しては発災時の当該施設や周辺での帰宅困難者への対応のために電源の確保などを求めています。こうした情報につきましては、各施設の管理上の制約等もございまして、一律に収集、共有することは難しいのですが、計画時から方針が示されている場合などにつきましては、施設側からの積極的な情報発信などを求めてまいります。

次に、電気自動車の災害時電源活用についてでございます。現在、東京電力や電気自動車を取り扱うレンタカー会社と協定を締結するなどの取組を進めているところでございます。引き続きこうした取組を進めますとともに、電気自動車の活用策を含めた先進事例などを引き続き研究してまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時09分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和2年第4回定例会におきまして一般質問いたします。

令和2年は新型コロナウイルス感染症により、変化が激しく先の見えにくい1年となりました。職場や学校、個人の行動様式も過去の当たり前が通用しなくなりましたが、同時に新しい判断基準、生活様式が生まれ、定着しつつあります。この変化が個々の力となり、未来の価値につながるような支援をさらに進めていただきたく2点の質問をさせていただきます。

1点目が**区内飲食店の自助力向上**、2点目が**人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出**です。

まず、**区内飲食店の自助力向上の支援**として、ウィズコロナ、アフターコロナに必要な飲食事業者のIT活用支援についての質問です。

これまでに区ではコロナ禍に必要な事業者向けの支援を個人事業者、中小企業を問わず積極的に進めてくださいました。しかし、長引く状況に耐え兼ね、閉店や廃業に追い込まれた事業主もいらっしゃいます。特にまちの飲食店を巡ると、現在もぎりぎりの状態で事業を継続していらっしゃるところが多く、賃貸で飲食業を営んでいる方の中には、今月も家賃が払えるか、当面の運転資金として融資を受けたが、家賃で消えてしまわないよう頑張りますなど、厳しさが差し迫ったお声もあります。また、家賃のかからない飲食店でも、利益を生むまでは難しく、アルバイト人材からの辞めたくないという希望をぎりぎりまでかなえたいですとか、こんなときでも足を運んでくれるお客様がいるからという義理や人情を支えに何とか続けているというお声も伺っています。いずれも、コロナ以前の状態に戻るには程遠いお店が散見されます。区としても飲食店を応援する独自支援として、テイクアウトを導入したお店の後方支援、融資、商店街振興組合など、各団体を通してのテラス営業支援、感染症防止策への助成、そして消費者が安心して利用できる感染症対策を講じたお店の可視化も実施されました。

支援の方法も、各店、各団体の事情に合わせ、アナログなやり取りにも可能な限り対応してくださいました。しかし、国や都からの支援策を受けるに当たっては、ITスキルの差が情報収集や支援策の活用度合いに影響している様子を目の当たりにする機会が多々あり、これから経営資源として最低限のITスキルは必須と感じました。

また、今後は感染防止策の一環として、接触機会を最小限にする観点から、キャッシュレス決済導入が一層広がる見込みです。経済産業省は2025年までにキャッシュレス決済比率を倍増し、将来的には世界最高水準の80%を目指すとしています。2019年10月から消費税率の引上げに合わせてキャッシュレスポイント還元事業が実施されました。クレジットカードなどのキャッシュレス支払いを利用した人に対し、中小企業や個人が経営する店舗で購入額の5%、コンビニ、外食、ガソリンスタンドなどのフランチャイズチェーンなどでは購入額の2%相当のポイントが還元される事業で、利用者が増えました。今年の6月30日で終了しましたが、事業後のアンケートデータによると、これを機に支払手段をキャッシュレスに変更した消費者やキャッシュレスでお得に食事ができるお店を選ぶ利用者の増加などが一定数確認できました。

話は飛びますが、海外でキャッシュレス化が進んでいるとされる北欧は、人々のITリテラシーが高いことで知られているそうです。

さて、経済産業省は、ご覧のとおり、新たな生活様式の第一歩としてまちぐるみでキャッシュ

レスの支援をリリースしています。今後は衛生面も考慮され、キャッシュレス決済の導入が加速すると考えられます。これもITリテラシーに不安があると取り残される可能性が高くなります。この点をフォローしなければ利用者もお店も不便を感じ、一層厳しい状況になる飲食事業者がいらっしゃるのではないのでしょうか。ぜひ区内にある飲食店の自助力を高める支援策として、ITの活用力向上も積極的に進めていただきたいと願いますが、お考えをお聞かせください。

次に、人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出について質問です。

まず、国内留学施策として軽井沢を活用した学生向けの千代田版リベラルアーツのサマースクールなど、各種学びの機会への貢献についてのご提案です。昨年度的一般質問「未来の共生社会に必要な教育」で取り上げたVUCA、いわゆる曖昧で複雑な先の見えない混沌とした状態を新型コロナウイルス感染症によって体験しました。事態の収束が見えない不安定な状況の中、前例が参考にならず、働き方改革、学びの場の改革など、当たり前の日常を見直さなければならなくなりました。判断のスピードが教育現場の差として現れたことも記憶に新しいです。このような新たな局面を乗り切るために必要な力として、決められた正解を求める学習だけではなく、正解の決まっていない問題に向き合い、トライ・アンド・エラーで取り組むことの大切さを実感した方も多いのではないのでしょうか。未来を担う子どもたちには、これまでの教養教育に加え、先の読みにくい混沌とした時代をたくましく生きるために、今回の危機を力に変え、発想の転換をし行動する力に変えてほしいと切に願っています。

そのためにも、私たち大人の責任として、子どもたちが新たな時代を生きるための力を育む機会、リベラルアーツ教育を一層充実させる具体的検討が重要です。現在、区内の学校では学校外の場所を活用した校外学習プログラムが実施されていますが、学校主催や千代田区主催として、子どもたちのリベラルアーツ教育を企画し、学びの場として軽井沢を活用してはいかがでしょうか。施設の規模としては、子どもたちのアクティビティプログラムが組みにくいようですが、リベラルアーツ教育はプログラムの工夫次第で実現可能と考えます。また、子どもたちの教育プログラムで使用しない期間は一般企業の人材育成の場として提供したり、区内大学への開放、生涯学習に力を注いでいる千代田区らしい大人のためのリカレント教育の場としても活用できそうです。

軽井沢の少年自然家の活用については、これまで様々な議論があり、直近では決算総括の場の発言で、様々な研究もし手を尽くしてきたとの答弁がございました。専門家を交えたり、近隣施設との連携を探ったり、具体的に各種検討をされたとのことでした。今後は具体的な活用に必要な改修、建て替えの検討、維持管理、運営の試算などを検討しつつ、活用を望む区議会から指摘があった塩漬けからの前進が期待されています。

昨日の区長からも、ある程度時間を頂いて検討とのことでしたが、千代田区の貴重な資源が未来を創る人材の育成に役立つ場として生かされる検討をお願いしたいと考えます。ぜひお考えをお聞かせください。

次に、コロナ禍でも可能な青少年の国際体験学習として、区のリソースを活用した区内留学について伺います。

千代田区では、子どもたちの国際体験学習の機会として、イギリスの学校との交流、平和をテーマにしたポーランドへの派遣事業など、貴重な現地交流の機会がありますが、コロナで中止となり体験の機会は失われてしまいました。今後はグローバル教育の目的に沿ってほかの手段も検討してはいかがでしょうか。体験施設として開設されたTokyo Global Gatewayも人気が高く、簡単に予約できる状況ではなさそうです。今こそ区内にある多くのリソースを生かし、千代田区ならではのグローバルプログラムを考案するのも方法です。例えば、大使館との連携で各国の文化を学ぶ機会や、海外経験を豊富に持つ生きたグローバル人材からの学びの機会、語学ボランティアで活動されている区民との多世代語学交流など、様々な可能性が眠っている千代田区です。未来を担う子どもたちが千代田区ならではの日常で感じ、地元にいながら国際文化に触れることができ、海外への関心を高める機会の提供が必要と考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、区内飲食店の自助力向上支援と人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出について伺いました。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 小野議員の人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出についてのご質問にお答えいたします。

初めに、子どもたちのリベラルアーツ教育の場、大人のリカレント教育の場として軽井沢の活用を検討してはいかがでしょうかのご提案についてですが、リベラルアーツとは、現代社会の様々な問題に立ち向かうため、これまでの教養教育に加え、答えのない問いを解決する力を養うものであることは議員のご質問にあるとおりです。学校教育において、学習指導要領では、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に想像する過程を重視しております。予測困難な未来を生き抜くための探求的な学びは今の子どもたちにとって今後ますます重要となります。また、学校教育以外の生涯学習・リカレント教育の分野でも、区のちよだ生涯学習カレッジでは、問題発見、課題解決型の実践的な学習スタイルを採用し独自のカリキュラムで学んでいただいております。学校や区では、現在もこうした各種学びの機会を提供しております。

なお、軽井沢施設の活用については、多様な視点から今後検討してまいります。

次に、区内にある多くのリソースを生かし、千代田区ならではのグローバルプログラムを考案してはいかがでしょうかのご提案についてですが、本区では、長年にわたり中学生海外交流教育として区立中学校生徒を英国のウェストミンスター市に派遣し、ホームステイをしながら英国の学校生活や家庭生活を体験する授業を行ってまいりました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、英国の学校が休校になっていたため実施ができませんでした。ご提案の本区ならではのリソースである大使館や海外知見の深い企業、区民ボランティア等と連携したグローバルプログラムは、新型コロナウイルス感染症の状況に左右されずに実施ができる点、また、海外派遣される生徒だけでなく、多くの子どもたちに国際交流の体験の場を用意できるという点からも有意義な取組であると考えられます。その点も十分検討させていただき、引き続き千代田区における国際体験学習を推進してまいります。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 小野議員の飲食事業者への支援に関するご質問にお答えいたします。

多くの企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、特に飲食店は営業時間の制約等により売上げが激減するなど、業界全体として厳しい状況にあるものと認識しております。また、飲食店におけるITの活用に関しては、規模の小さな企業ほど低い傾向があり、議員ご指摘のように、行政からの支援策を受けるに当たっても、またキャッシュレス決済におきましても、規模や業態等によって対応状況に差が生じているものと認識しております。さらに、新しい生活様式や将来のインバウンド需要等への対応もあり、飲食業界においてもデジタルトランスフォーメーションが進み、ITリテラシーが競争力の源泉になることは避けられないものと考えております。

区は、本年6月より飲食店訪問サポート事業を開始しました。この事業は、お申し込みを頂いた区内飲食店の現場へ中小企業診断士が訪問して経営者にヒアリングを行い、経営課題解決に向けての支援を行うものです。これによりITリテラシーの差により行政からの支援が受けられないことがないように努めています。相談を受ける中ではさらに進んで、顧客開拓や管理のためのIT活用を提案させていただくこともあります。また、今後東京都と連携して、区内の小規模飲食店を対象にキャッシュレスの推進をテーマにしたセミナーの開催を予定しております。特に規模の小さな飲食店におけるITの活用につきましては、まずできることから始めてみるのが重要です。区としては、飲食店訪問サポート事業などにより、区内飲食店のそうした試みを後押しするなど、引き続き経営者に寄り添った支援を継続してまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○9番（西岡めぐみ議員） 令和2年第4回定例会につきまして一般質問いたします。

いまだ収束していない新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げます。

今回は、本区での文化芸術施策である第4次文化芸術プランの策定について、エコミュージアムでの住民参加型の事業展開について、区内博物館、美術館への住民の有効的な交通機関拡充について質問をさせていただきます。

まず、本区の第4次文化芸術プラン策定につきまして質問いたします。

平成27年度改定された第3次文化芸術プランの重要施策は今後も継承するものの、第4次策定が1年近く遅れています。当初の予定では昨年11月頃をめどに中間まとめ、昨年度末にはプラン案の作成、本年1月にパブリックコメント、2月に答申、3月には改定のはずでした。本年1月にはパブリックコメント予定だったことを鑑みれば、決してコロナ禍の影響によるものとは考えにくく、なぜ策定が遅れているのか、課題は何なのか、明快にご回答ください。

第3次プランとの大きな相違点、変更や加筆はどのような内容になり、また文化芸術拠点施設としてのおよそ10年が経過するちよだアートスクエアの位置づけも今回明記するのか併せご回

答ください。

さらに、本年4月に行われました千代田区第4次文化芸術プラン策定検討会議の書面開催での、およそ20名の各委員からのアンケートは、どのような結果でしたか。また11月1週目時点で、いまだ4月のアンケート内容の集約がなされていなかった理由は何でしょうか。書面開催してから既におよそ半年以上が経過しており、委員からのアンケートも内容精査やフィードバックもなされていない事実があれば、当該施策に対する本区の本気度が感じられませんし、ご回答いただいた各委員の方々にも失礼に当たります。

本年4月の書面開催から次回の検討会議開催予定時期、今後はどのような流れで第4次改定に進めていくのか、進捗状況も踏まえ時間軸や一連のフローをお示しください。（スクリーンを資料画面に切替え）

プランの策定でぜひ検討いただきたい内容が2点あります。内閣官房文化経済戦略の資料によれば、文化を起点として産業等他分野と連携し、創造的活動による新たな価値を見だし、国や地方自治体、企業、個人が文化への戦略的投資を拡大することで好循環を生み出せると示しています。

そこで1点目ですが、本区の土地や歴史的な背景により、再開発事業で埋蔵文化財が幾度も出土し、そのたびに収蔵場所の確保が必要となっており、一定期間当該企業に対し、文化財の展示や保管、収蔵の協力要請が必要ではありませんか。公開空地活用や企業が行う文化財支援等のメセナ活動をしやすい環境づくりの橋渡し役を、文化振興課として担うべきではないでしょうか。ちなみにメセナとは、芸術文化支援を意味するフランス語です。

2点目ですが、ポコラート展では、障害者アーティスト支援のための芸術作品の展示販売会などを検討していただき、販売希望者に作成作業に注力いただけるような環境を提供、コスト面での負担軽減をしていただきたいと思います。行政として可能な範囲からぜひ以上2点を今後のプラン策定で明記できるようご検討ください。（スクリーンの表示を元に戻す）
（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、本区でのエコミュゼ、英語ではエコミュージアムの取組について質問をいたします。

文部科学省の資料によれば、エコミュージアムとは、ある一定の文化圏を構成する地域の人々の生活と、その自然・文化及び社会環境の発展過程を史的研究し、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館と定義されています。1960年代のフランスで地方文化の再確認と中央集権排除という思想の中でエコミュージアムは誕生し、用語は生態学、エコロジーと博物館、ミュージアムからの造語で、人間と環境との関わりを扱う博物館として考案されたものであり、現在フランス国内では50か所を超えるエコミュージアムが設置され、スウェーデンやカナダ等にも普及し、我が国では地域興し事業の中でその考え方を生かした施設の設置と整備が試みられています。

スクリーンの赤い印で示しましたフランス北東部のアルザス・ロレーヌ地方は、ドイツの国境に近く、戦争で何度もフランスとドイツで占領を繰り返された地域で、ジャンヌ・ダルクの出生地やドーデの「最後の授業」で有名ですが、実はフランス最大のエコミュージアムで、ドイツ圏

の文化も混在しているため、独自の文化芸術の発展と歴史的背景が反映されました。（スクリーンの表示を元に戻す）（スクリーンを写真画面に切替え）

中世のアルザスのまちが維持、修繕、再現され、そこに実際に生活をする住民がいて、まち全体が野外博物館、まさにエコミュージアムとなっています。中心都市のストラスブールは、かつて染色産業が栄えた歴史地区に指定された都市で、おとぎ話に出てくるような木組みの家屋が建ち並び、現在はパリに次ぐフランス中からアーティストが集まるクリエイティブなまちになっています。（スクリーンの写真画面を切替え）文化芸術はその国ごとに歴史的、時代的背景を反映しながら発展した経緯があります。例えばギリシャのサントリーニ島など、港町では造船や漁業が盛んで、船舶の塗料や、また害虫対策にもなる青い色をそのまま家の壁に塗装するなど、諸説ありますが、地域産業と文化を反映していると言えます。（スクリーンの写真画面を切替え）

フランス最大のエコミュージアムであるアルザス・ロレーヌ地方のコルマルは、人口6万7,000人ほどで本区と同規模です。第2次大戦下でも被害を免れ、今でも中世のまち並みが保存され、私はこのコルマルで、12歳から親元を離れて寮生活をしながら学生時代を過ごしました。いわゆるボーディングスクールです。当時は、現地の有名、無名な美術館、博物館、ライン川沿いの城塞巡りや地元住民とのスポーツ交流イベント、地域住民誰もがエントリーできる第2次大戦での戦没者追悼行事である無名戦士の丘マラソン、火祭り、アルザスワインで有名な地元農家のブドウ収穫作業の手伝いなど、地域行事にも頻繁に足を運び、現地で様々な文化に接することができたのはアルザスというまち全体がエコミュージアムで地域コミュニティ醸成に尽力していたからだと思います。ちなみにご参考までに、このコルマルというまちは、株式会社スタジオジブリ作品の「ハウルの動く城」のまち並みのモデルとなり、ご覧になった方はイメージしやすいかと思います。またパティシエのピエール・エルメ氏の出身地でもあり、彼はコルマルの老舗パティスリーのご子息です。（スクリーンを元に戻す）（スクリーンを資料画面に切替え）

海外に居住していたからこそ日本に帰国後は、改めて日本の伝統文化、芸術のよさを実感し、大学時代に博物館や美術館等で仕事として調査研究ができる学芸員資格を取得しましたが、文化交流や和洋芸術に興味関心を持てたことは、このような学生時代からの文化芸術との接点を持つ機会が多数あったことが要因の1つと言えます。（スクリーンの表示を元に戻す）

本区の話に戻りますが、現在、日比谷図書文化館への区民や区内小中学校からの来館数は少なく、内訳で区民参加がおおよそ1割ほどのイベントもあるようです。今後は若い時期からの文化芸術教育機会の充実や文化力の向上、芸術接点との機会創出のためにもエコミュージアムを含め日比谷図書文化館の展示や講座情報を区民へ直接届くように、現在の広報千代田、SNS、出張所、観光協会等での情報提供のみならず、LINEを活用しセグメント配信など、積極的に周知方法にも工夫をしていただきたいと思います。また、観光協会、広報、地域芸術・美術、博物館施設、東京都、国、区内大使館との連携については、どのような仕掛けや取組をし、区民参加型のエコミュージアムの活動や成果はどのようになっているかお答えください。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区ミュージアム連絡会との連携や地域の古美術店やギャラリーにも参画いただき、区内

オリジナル版芸術月間等を設ける効果検証をし、区民対象の区内文化芸術施設への来館促進のための施設無料月間、区民対象の入館無料パスポート等を配付、または通年公開だけではなく、通常は公開されていない文化財の区民を対象とした特別公開等検証をしてはいかがでしょうか。

MICE誘致のために歴史的建造物や神社、国立公文書館、日本で最初の国立美術館である東京国立近代美術館等、国や都と連携した施設内の時限的な開放や学生対象の文化教育事業、文化財修繕体験など、本区の豊富な文化芸術施設や文化財を最大限生かし切れていますか。（スクリーンの表示を元に戻す）（スクリーンを写真画面に切替え）

例えば、フランスでは、スクリーンのように美術館内でヨガを開催し、非日常的な空間での体験を考案し、エコミュージアム活動による地域住民と文化芸術を連携させ、教育効果、福祉効果、医療効果を図る仕掛けや工夫がなされています。（スクリーンを元に戻す）（スクリーンを資料画面に切替え）

文化庁予算は、平成元年度ではおよそ409億円、平成15年度ではおよそ1,016億円、本年度でおよそ1,067億円と年々国の文化芸術における予算額も増加傾向にあります。この数字から鑑みても、文化芸術は新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する期待感の現れです。本区の豊富で貴重な文化芸術資源を生かしていただきたいと思います。（スクリーンの表示を元に戻す）

最後に、博物館、美術館、日比谷図書文化館等施設への交通機関の拡充についてお尋ねをいたします。

例えば、日比谷図書文化館で健康増進のためのイベント等が開催される際、または区民の健康につながる展示会が開催される際、イベント内容に福祉的な要素がある場合、本区の地域福祉交通である風ぐるまの臨時便を出す検討はできないでしょうか。文化芸術は心の健康につながります。ちよだアートスクエア付近では風ぐるまを利用可能ですが、日比谷図書文化館付近への臨時便が可能かご回答ください。

以上、区長はじめ関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔文化スポーツ担当部長大矢栄一君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（大矢栄一君） 西岡議員の文化芸術施策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、第4次芸術プランの策定についてですが、第4次プラン策定が当初の予定より遅れている要因につきましては、第3次プランの主な取組であるちよだアートスクエアの位置づけを明確にして第4次プランに反映するため、策定を令和2年度に変更したことによるものです。

次に、第3次プランとの相違や変更点ですが、第4次プラン作成に当たり、大きな変更ポイントは、ちよだアートスクエアをはじめ日比谷図書文化館、内幸町ホール、九段生涯学習館を区における文化芸術拠点施設として施策体系に位置づけ、各施設が推進すべきプロジェクトを明確化します。したがって、ちよだアートスクエアの位置づけが第4次プランで明記される予定です。

次に、4月に書面開催された第5回検討会議で、これまでにまとめた内容について、アンケートにより各委員から寄せられたおおむね肯定的なご意見等を座長及び副座長が調整の上、素案(案)に反映しております。

次に、次回の検討会議の開催は来年2月を予定しております。今後は庁内調整と手続を経て、年内に成案を作成し、来年1月にパブリックコメントの実施の上、3月に策定となるというスケジュールで取り組んでまいります。この間、区議会へは適宜ご報告をさせていただきます。

次に、企業のメセナ活動についてお答えします。

再開発に伴う埋蔵文化財の出土品の収蔵や民間企業の協力について、まず、埋蔵文化財の保管に関しては文化庁の通知や都の要綱に基づき、その保管が各自治体でなされているところです。その上で、千代田区の歴史や文化に触れる機会を増やすことを目的とし埋蔵文化財の展示を行っております。展示に当たっては、近年再開発等の民間事業者の協力を得て展示場所を確保し、遺構の復元など、文化財の活用を図っているところです。今後も民間企業等のメセナ活動の推進を図り、区の歴史に触れる機会の増設に努めてまいります。

次に、障害者アーティスト支援のための芸術作品の展示販売会等につきましては、文化芸術関係機関や団体とも情報共有を図り、ポコラート全国公募展などのイベント等における支援策を検討してまいります。なお、メセナ活動の推進及び障害者アーティスト支援のための展示販売等の第4次プランへの明記については検討課題とさせていただきます。

次に、区民参加型のエコミュージアムの活動と成果についてお答えします。

区は、これまでも第3次文化芸術プランの中で、ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館等の区の文化芸術施設の充実や文化振興に関する各種事業の実施により、実行委員会方式なども取り入れ、区民の主体的な参加を通し地域の文化力向上に取り組んでまいりました。今後も芸術資源、地域資源、歴史資源を効果的に活用し、次期プランの中でも、あらゆる人々が千代田区の文化芸術を楽しむとともに、これまで育んできた文化力を生かすことで千代田区の魅力を高め、文化芸術を通じたまちづくりを一層推進してまいります。

次に、SNSを活用した効果的な事業の周知ですが、現在、広報広聴課で準備を進めているセグメント配信につきましても、運用開始時にはぜひ活用を検討し、区民の皆様の個々のニーズに合わせた情報発信に取り組んでまいります。

次に、地域芸術施設や自治体との連携についてですが、区内美術館、博物館とのネットワーク「千代田区ミュージアム連絡会」を組織しています。これまでに加盟する美術館との共催による展示会の開催や図書館事業の中で、加盟施設との連携による講座実施などを行ってきたところです。また、区はこれまで「ミュージアム・シアターマップ」を発行し、一部の施設で入場料の割引や文化芸術チケット助成なども実施しております。今後も区民の利用促進につながる手法を検討してまいります。さらに、観光協会とも区の歴史資源の魅力の発信などで連携・協力をしてまいります。

次に、区内大使館との連携ですが、大使館連携会議へ出席し、事業周知や事業実施に伴う協力依頼などを行っています。「ポコラート世界展」や日比谷図書文化館で開催する「浮世絵展」な

ども区内大使館へ事前周知を図り、千代田区の文化歴史資源をPRしてまいります。

次に、区の文化資源の最大限の有効活用についてですが、これまで第3次文化芸術プランの中で千代田区の文化力の向上を目指し、千代田の行事や祭り、古書店街、電気街などの各地域資源やちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、美術館や劇場、音楽ホールなどの芸術資源、先史時代から江戸・近代・現世に至る歴史の中で残されてきた文化財や歴史的建造物、まち並み、景観などの歴史資源を融合させ、観光やまちづくりなどとも連携し、地域において文化芸術の振興を図ってまいりました。今後も文化芸術を通じたまちづくり、地域への愛着を育み、まちの魅力の向上を図ってまいります。これは地域資源を活用し、地域の発展に寄与するものでございます。

最後に、風ぐるまの運行についてですが、先ほどの答弁にあったとおり、現在、庁内において運行上の課題について検討中でございます。

なお、ご質問の風ぐるまの臨時便についてですが、道路運送法に基づき運行ルートや停留所の認可を受けて時刻表に基づき定時定路線を運行する地域福祉交通ですので、臨時便については極めて難しいと考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 第4回定例会一般質問をさせていただきます。

今やこの千代田区内には200メートル級の超高層ビルが幾つもそびえ立っております。高いものから順に、グラントウキョウサウスタワー、205メートル、42階。グラントウキョウノースタワー、204.9メートル、43階。Otemachi Oneタワー、200メートル、40階。読売新聞ビル、200メートル、33階。JPタワー、200メートル、38階。大手町タワー、199.7メートル、38階。新丸の内ビルディング、197.6メートル、38階。山王パークタワー、194.45メートル、44階。疑惑の東京ミッドタウン日比谷、191.46メートル、35階。大手町プレイスウエストタワー、182メートル、35階。東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー、180メートル、36階。JAビル、180メートル、37階。そして、丸の内ビルディング、180メートル、37階があります。さらに、JR東京駅日本橋口前に、東京駅前常盤橋プロジェクトと称して、212メートル、38階のA棟、常盤橋タワー、390メートル、63階のB棟、トーチタワーを建設中なのです。利益最優先のデベロッパーと区の悪政によって千代田区の風景は次々と壊され、千代田区のよさも空もなくなっているのです。

この高層、超高層建築物という言葉ですが、そもそも定義が曖昧なのが厄介です。中層建築物は、一般的には、国土交通省の法令の運用などに基づき、3階以上5階以下の建築物を中層建築物と呼ぶことが多いようです。また、都市計画法施行令では、実務上、低層は一、二階、中層は3階から5階、高層は6階以上とされています。建設省が1995年に策定した「長寿社会対応住宅設計指針」においても、6階以上の高層住宅にはエレベーターを設置するとともに、できる限り3階から5階の中層住宅等にもエレベーターを設けると規定されており、3階から5階が中層住宅とされています。

消防法では、中層建築物についての定義はないですが、高層建築物を高さ31メートルを超え

る建築物と定義しているため、中層建築物の上限は高さ31メートルであると解釈することができます。高層、超高層建築物は都市計画法施行令では、先述したとおり、6階以上が高層とされています。また、建設省が策定した「長寿社会対応住宅設計指針」からも6階以上が高層住宅とされています。これは指針であるので法的拘束力はないですが、条例等策定の根拠となっています。さらに消防法、電波法では、高層建築物を高さ31メートルを超える建築物と定義しています。そして、建築基準法では高層建築物についての定義はないですが、高さ60メートルを境にして建築物の構造耐力について異なる基準を定めているため、高さ60メートルを超える建築物が超高層建築物であると解釈する場合があります、この場合には、高層建築物の上限は高さ60メートルであると考えることができます。ただし、超高層建築物はより高い建築物、高さ100メートル以上、高さ150メートル以上などとして定義されることもあります。

地方公共団体では、条例などによって高層の定義をそれぞれ決めていることもありますので、千代田区でも定義をはっきりとさせるべきだと思います。区の考えをお聞かせください。いつも、定義が曖昧なので一概には言えない、場面が違えば高さの想定も違うというような逃げの答弁ではなく、例えば、今の場面ではおおよそ何メートル以上を想定している高層建築物ですといった数字をせめて概算でもいいのでそのたびに出していただきたいと思っています。そうでないと、高さ100メートルでも150メートルでも超高層ではなく高層ですと言い逃れられそうで、我々は非常に懸念しております。

今回は防災の観点からの質問なので消防法を基本に考えたいと思います。消防法では、地盤面から高さ31メートルを超える建築物を高層建築物といいます。これは避難が困難になりやすい建築物なので、早期の火災拡大の抑制を考えたことから指定されています。高層建築物の場合、共同住宅でもカーテンなどの防災対象物品を使用する場合は防災物品を使用する義務があります。

行政は大体災害というと地震を想定しているようですが、ここ数年ようやく水害についても考えるようになってきました。では火災についてはどうでしょうか。ことに高層建築物についての考察はされているのでしょうか。それとも火災はあくまでも不動産の所有者や管理者の問題であるとして関与しないのでしょうか。確かに高層、超高層建築物にはスプリンクラーや連結送水管、放水口、防火扉、防火シャッター、非常用エレベーター、防火区画を設けるなどの設置基準がそれぞれ設けられていますが、もちろんそれだけでは完璧とは言えません。

東京消防庁や区内の消防署に確認を取ったところ、千代田区内には、丸の内消防署に40メートル級はしご車1台、麴町消防署永田町出張所に30メートル級はしご車が1台、神田消防署に30メートル級はしご車が1台の計3台のはしご車が配備されています。ちなみに麴町消防署には最大地上高22.0メートルの屈折放水搭車もありとのことでした。

このはしご車は主に高所での消防活動を容易にするために製作された車両です。火災時など、ビルの高層階に取り残された人の救出や高所からの放水活動及び警戒活動を行います。通常の一一般的な目安として、有効注水、つまり消火に対して有効な注水ははしご車の高さから水平の高さと言われておりますので、千代田区内のはしご車では200メートル級の超高層ビルや番町に建設するとうわさの150メートルにもなるという日本テレビの超高層ビルの超高層階どころか、

高さ60メートルの日本テレビのスタジオ棟の高層階でもビルの外から有効注水の高さには届きません。

また、東京消防庁には消防ヘリコプター中型4機、ちどり、かもめ、つばめ、おおたか、大型4機、ひばり、ゆりかもめ、こうのとり、はくちょうの合計8機が就航し、空からの消火、救助、情報収集、救急患者の搬送等を行っていますが、超高層ビルの場合は恐らく救助が主な役割になると思われます。しかし、全てのヘリが火災現場の近くにいつもいるとは限りませんし、中型は14席、大型23席の席数が設けられていますが、救助するときには一人ずつが基本です。また、それぞれ14人、23人が救助できるわけではなく、パイロット、整備士、救助隊員が乗り、資機材などを装備しなければならないので、実際に救助できる人数はそのときによって変わりますが、それぞれ10人から十数人であると言われています。どんなに最新鋭の装備がそろっても、結局は人間の手で消火、救助するしかないのは当然です。

結局、非常用エレベーターがあるといっても、消防隊がビル内に突入しなければならないし、万が一のときには重装備をしたまま、一本約8キロにもなる消防用ホースを数本抱えて階段を駆け上らなくてはならないのです。

例えば、台風が直撃するというさなかサーフィンをしたり、増水中の河川の中州でバーベキューを楽しむような不屈者がいたとしても、消防署の方々は自分の命を顧みず危険を冒してまでも救助に向かうのです。つまり、それは区がわざわざ消火や救助をしにくい建物を建てられるようにまちづくりのルールを変更し、超高層ビル建築を誘導したにもかかわらず、災害時には危険度の高い超高層建築物から助けてもらうというのと同じではないでしょうか。

だとしたら、千代田区はちよだみらいプロジェクトの4本柱の1つ「安全で安心できる、いつまでも住み続けられるまち」は一体どうなったのでしょうか。清潔で風格ある安全・安心なまちづくりを進めるのでなかったのでしょうか。みんなで助け合う減災のまちづくりを進めるのではなかったのではないのでしょうか。消防署員の皆さんが日々鍛錬を積み重ね、規律厳正にして士気旺盛、強靱不屈かつ勇猛果敢に行動していることは、私は消防団として活動しながらもよく目にするところであり、重々承知しております。であったとしても、一般的に建物の耐用年数などの条件が同じであったならば、火災現場が2階と30階の場合ではどちらがより早く要救助者を救助できるのか、より早く消火できるのか、より消防署員の方々に危険が及ばないかは一目瞭然であります。

であるならば、今の区の姿勢はいかがなものなのでしょうか。住んでいる人、働いている人だけでなく、救助に行く人の危険も増大させる高層化、超高層化は、まさにちよだみらいプロジェクトの安心・安全なまちづくりを真っ向から否定し、天に唾する行為と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

1974年のアメリカ映画「タワーリング・インフェルノ」などはご存じの方も多いのではないのでしょうか。地上550メートル138階の超高層ビルの81階から出火するという恐ろしい映画です。また、先月8日、韓国の33階建ての超高層ビル「サムファン・アールヌーヴォー」の大規模火災は記憶に新しいところだと思います。「サムファン・アールヌーヴォー」は、12

階から出火し、ビル風の影響があったかは不明ですが、強風にあおられ、火は一気に広がって3階まで燃え広がり、住民ら93人が病院で手当を受けました。強風と現場が超高層建築物であったことから消火活動は困難であったとのこと。そもそもニュース映像から見ると、はしご車からの放水は12階まで届いておりませんでした。火災現場には消防隊930人と警察や地方自治体などの関係機関の75人の計1,005人の人員が投入されました。

また、今年に入ってから新型コロナウイルスのこともあり、密は避けるべきであるのに、自然と密を作り出してしまう高層、超高層建築物は今後の在り方を考えなければなりません。にもかかわらず、区内の高さ制限や容積率を緩和する行為はこれらの危険を誘発する行為にはほかなりません。ちよだみらいプロジェクトの安心・安全なまちづくりを自称するなら、より高層化に制限をかけるべきなのが本来のあるべき姿ではないでしょうか。こういった危険を認識していながら高層化、超高層化を推し進めるべきではないということは自明の理であります。区の考えをお聞かせください。

区のため、区民のため、区長最後の置き土産として、どうか正しい決断をしていただきたく、強く強くお願いするとともに質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員のご質問にお答えします。

区の悪政によって千代田区の風景は次々と壊され、千代田区によさも空もなくなっているとのこと指摘ですが、千代田区では、景観法制定に先駆け、平成10年に景観まちづくり条例を制定し、景観まちづくりに造詣の深い学識経験者や区議会議員、公募区民等も参画する景観まちづくり審議会を設置して、景観まちづくり協議など、良好な景観形成に取り組んでまいりました。昨年4月にはこれまでの20年間の成果を踏まえ、景観法に基づく景観行政団体に移行し、本年3月景観計画を策定して首都の中心にふさわしい歴史と風格ある景観形成に取り組んできたところであり、悪政という指摘は全く見当違いであります。

高層建築物、超高層建築物の定義は、ご指摘のとおり、建築基準法や都市計画法では、低層、中層、高層、超高層の高さや階数に関する明確な定めはございません。消防法では、高層建築物は高さ31メートルを超える建築物を言うと言われております。また、電波法では、その最高部の地表からの高さが31メートルを超える建築物、その他の工作物を高層建築物等と言うと言われております。このように明確な定義がない中で、区があえて高層や超高層建築物の定義をする必要はないと考えております。

続きまして、消火活動を考慮した場合の高層、超高層建築物の今後の在り方をどのように考えるのかというご質問についてです。

火災時に30階建ての建物を2階建ての建物と比較して、要救助者を救助できるのか、早く消火できるのか、消防署員の方々に危険が及ばないかは一目瞭然であるとのこと指摘ですが、高層の建築物ほど消防用設備などについて設置の基準が厳しくなっております。よって、30階建ての建物が消火活動が困難であるとは一概に言えないと考えております。ちなみに、令和元年度の消防白書によれば、火災による死者の約97%が8階以下の階層で発生しており、また47都道府

県の中で高層、超高層建築物が集積する東京都の10万人当たりの火災による死者数は0.6人と高知県に次ぐ少なさとなっております。

ご案内のとおり、1968年に我が国初の超高層と言われている霞が関ビルが竣工し、その後、新宿副都心で次々と建設されていきました。高層建築物の建設は、その時代時代の日本の数々の建築技術や技術者の努力を駆使、総結集して建設されてきたものであり、世界にも誇れる建築技術であると認識をしております。議員ご指摘の視点のみで否定されるものでは到底ございません。

自然と密をつくり出してしまう高層、超高層建築物との指摘ですが、空地を確保して建物を建設することで、屋外に密になりにくい空間ができるなど、自然と密をつくり出すということはないと認識しております。建物の高層化は一般的には足元の空間や緑、道路や駅出入口といった基盤の改良を伴い実施されますので、比較検討する視点によって様々なよい面も悪い面もありますが、歩行者空間や広場等の足元のオープンスペースは従前より改善されるものであり、まちづくりの手法として否定されるものではないと考えております。

なお、日本テレビの建設する建物の高さが150メートルとのご指摘につきまして、開発計画が検討されていると認識しておりますが、具体の確定した計画が示されているものではございません。

○6番（岩田かずひと議員） 6番岩田かずひと、再質問させていただきます。

景観まちづくりで造詣の深い方々を集めているいろいろお話し合いをされているということなのですが、幾ら話し合いをしても、やっていることが、超高層ビルで空がだんだん狭くなっている、風景が壊されているというのは事実であります。

そしてまた、高層、超高層の定義を決める必要がないというお話なんですけども、でしたらそのときに、今この高層建築物、超高層建築物というお話をしているときに、今は何メートルぐらいを想定していますという大体の数字は言えると思うんです。そうじゃないと、たとえ150メートルであろうと、いや、これは中層です、高層ですと言われてしまえばそれまでですので、大体の数字は言えると思うんです。そういうところは明確にしていきたいと思っています。

あと、単に高さで2階か30階かで危険かどうかというのは一概に言えない。確かにそのとおりかもしれませんが、例えば2階だったら、外から放水ができる。有効注水ができる。30階だったら届かないということに関して、わざわざビルの中に入るか入らないかということで危険度はかなり違うと思うんです。先ほど言われた、それほど高くないところでもけが人や死亡者が出ているという話ですが、それは新しいビルの設備かどうかという話であって、高さのことではないと思っています。そして密になるということに関して、空地を創出できるので屋外ならば大丈夫だというようなお話だったんですけども、どんなに空地を創出したとしても、出入口は密になります。

以上4点ですね。ご答弁をお願いします。

[まちづくり担当部長加島津世志君登壇]

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、景観に関しましては、先ほどご答弁したとおり、区は取り組んでまいりましたので、先

ほどの答弁どおりで、それ以上のものを申し上げるつもりはございません。

また、高層、超高層の定義で、何メートルか、ここで表現しろというお話ですけれども、先ほども申し上げたとおり、建築関係の基本となる都市計画法や建築基準法で明確に定義されていない状況であること、高さについては、地域だとか、その人の感性ですね、思いなどによって、中層、高層、超高層がどれぐらいの高さであるべきか、そういった違いがありますので、区としては定義するつもりはございません。

それと、高さの関係ですかね、低層と高層の2階の消火活動と高層の消火活動というところだと思えるのですが、基本的に高層建築物は千代田区だけに存在するものではないんですけれども、消火活動を担当する消防庁の見解が、そういった岩田議員のご指摘のものなのかどうかはちょっと分からないので、一般に都内の火災に関する消防の消火活動のお話をさせていただくのであれば、建物内の消防設備が整っており、消防車も横づけできるような高層ビルのほうがそういった消火活動はしやすいんだろうなというふうに思います。区内ではございませんが、消防車が入れない木密地域だとか、そういったところが喫緊の課題なのではないかなというふうに考えております。

最後は、入り口の密ですね。入り口の密に関しましては、やはりどんな建物でもその時間帯によって人が集中するとかしないとかございますので、あえてこの建物がどうだとかというところに関しまして説明をできるようなものではないのかなというふうに思っております。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により、休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

24番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○24番（桜井ただし議員） 令和2年第4回定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

第3回定例会における決算審査は不認定となりました。これは大変大きな意味があると思います。区長、区長は我が党の代表質問の中で、重く受け止めるとお答えいただきましたが、執行機関の皆さんが1年間汗水たらして行ってきたことが否定されるのですから、大変残念なことであります。次年度の予算編成を行う際に、それぞれの事業が指摘をどのように受け止め、この先区政にどのように生かしていけるのか、新たな予算や新たな事業に生かしていけるのかが求められます。執行機関の一層の努力を期待するものです。

それでは、質問に入ります。（スクリーンを写真画面に切替え）

（仮称）四番町公共施設整備については、今までにも多くの議員から質問がありました。それは、この事業が居住者や施設の利用者を対象に0歳児から高齢者に至るまで幅広い年代層の方に喜んで使ってもらえること、健常者の方だけでなく、障害を持たれた方にも同様に満足いただ

ける施設としなければならないことから、様々な検討を重ね、現在に至っていると理解をいたしております。また、検討過程の中では、庁内各部の連携を子ども部が主体として調整、推進することについての是非も議論とされました。保育園・児童館・区営住宅・集会室・図書館・都営アパート・職員住宅など、それぞれの施設には異なるニーズがあり、複合施設の課題となりました。（スクリーンを元に戻す）

さて、同施設の整備については、平成27年11月に保育園・児童館・区営住宅・集会室がある棟と図書館・区営アパート・職員住宅がある棟の2棟について順次段階的に建て替える計画から、2棟を一括して建て替える計画に変更するとの説明が各常任委員会にありました。1棟案への計画変更です。また、この地域は行人坂の勾配地でもあり、複合施設をどのように整備していくのか大きな課題となりました。議会としても執行機関から出された案について審議をする必要があったため、平成29年5月に都市基盤整備特別委員会を新たに設置し、現地視察や陳情審査などを含め21回にわたって議論がなされました。そして特別委員会では、1棟ずつの段階的建て替えと2棟一括建て替えの比較、住宅更新に伴う建て替え移転の状況、四番町保育園と他の保育園の環境比較、四番町住宅及び四番町アパートの意向調査などを経て四番町公共複合施設の整備手法については1棟案が妥当であるとの結論に達しました。

まずはここで伺います。改めて直近の状況を踏まえ、それぞれの施設整備の必要性と課題について伺います。特にバリアフリー対策やユニバーサルデザインの配慮、自然エネルギーの活用についてもお答えください。

次に、計画の変更をされた1棟案について質問をいたします。執行機関からの説明によれば、2つの隣接した施設を一括して整備し、2つの敷地を1つにして有効活用を図ることにより、保育園の園庭や児童館フロアの拡充と隣地とのオープンスペースの確保を実現すること。また、住宅と非住宅の動線を明確に分離することで、相互のプライバシー、セキュリティを確保し、利便性の向上を図れること。さらに、建て替え工事に伴う施設利用者、居住者、近隣の皆様へ配慮した計画とすることなどを挙げられています。私も1棟案には賛成をしてきた一人ではございますが、改めて具体的に整備とそのメリットについてお示しください。

今後の整備スケジュールについて質問をいたします。

現在、麴町仮住宅もほぼ完成し、これから住宅棟にお住まいの方々のお引っ越しが行われます。いよいよ建て替えの準備に入る段階に入ってきましたが、今後のスケジュールについてお答えをいただきたいと思います。また、個々の施設についても当初スケジュールと変わった点があればお聞かせください。（スクリーンを写真画面に切替え）

麴町仮住宅について伺います。麴町仮住宅については、四番町住宅、四番町アパートからの一時的な仮住戸として使用することが決まっています。入居はこれからになります。事故なくスムーズに引っ越しができるよう願うものであります。（スクリーンを元に戻す）

さて、まずは四番町住宅、四番町アパートからの転居の状況についてお尋ねをいたします。この建物の住宅戸数は53戸と伺っておりますが、変更はありますでしょうか。

次に、四番町住宅、四番町アパートから移られる方は全体で何戸になるのでしょうか。またそ

のうち麴町仮住宅に移られる方はどのくらいの戸数になるのでしょうか、お答えください。

また、移転をする上で問題となるようなことはありませんでしょうか、ありましたらお答えをいただきたいと思います。

53戸のうち、使用しない住戸についてはどのくらいの戸数になる見込みなのか、これにつきましてもお答えを頂きたいと思います。

次に、使用されない住戸の活用について質問をいたします。

この施設は、営団の永田町駅に非常に近く、今後完成する地下通路を利用すれば雨にも濡れないでプラットフォームまで行くことができるという大変便利なところです。使用されていない住戸があるとすれば大いに活用すべきだと思います。

そこでご提案をさせていただきますが、私はこの建物の住戸を活用して災害などの仮住宅にしてはどうかと思っております。現在、本区には神保町に1つ整備されています。神田にあって麴町にもあってもよいのではないかと思います、いかがでしょうか、お答えください。

また、令和7年以降に四番町の住宅が完成した後は、この施設は高齢者の住戸として運営されると伺っております。入居者のための相談員の部屋を整備されてはいかがでしょう。この地域は商業施設がほとんどありません。高齢者の方々のよき相談相手となるだけでなく、日常生活の支援員としての役割も大変重要です。ぜひご検討いただきたいと思います。

最後に、永田町駅と住宅を結ぶ地下通路の工事進捗について質問をいたします。地域の皆さんにとって地上階につながる通路の渋滞解消は長年の課題でありました。永田町駅を利用することになるこの施設入居者にとっても、この通路の貫通は一日も早く実現してほしいと願っています。施設の竣工と貫通通路の進捗はどのようになっているのでしょうか、お答えを頂きたいと思ます。

以上、（仮称）四番町公共施設整備について質問をいたしました。区長並びに関係理事者の明快なご答弁をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 桜井議員のご質問のうち、（仮称）四番町公共施設整備についてお答え申し上げます。

四番町施設それぞれの施設整備の必要性と課題についてでございます。保育園・児童館・区営住宅・区民集会室がある建物につきましては築40年が経過、また、図書館・区営アパート・職員住宅がある建物につきましては築34年が経過をし、それぞれ老朽化による経年劣化に加えまして、耐震性能やバリアフリー、セキュリティやプライバシーの保護など、多く課題を抱えておりました。特に保育園や児童館といった子育て施設の状況は極めて厳しく、この課題の解決には建て替えによる整備が必須であると決断をしたところでございます。このため、新しくなる施設におきましては、ゆとりのある空間や安心・安全の免震構造の採用、エレベーター複数台設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設とし、また太陽光発電や雨水の利用など、自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用を促進した公共施設として、先導的な環境配慮型施設を目指しているところでございます。

次に、1棟案の整備とそのメリットについてでございます。連続して機能更新を迎える2つの隣接した施設を一括して1棟として整備をすることによりまして、土地の有効活用が図られ、保育園の園庭や児童館のフロアが拡充でき、隣地とのオープンスペースを確保することができます。さらに、図書館や児童館の事業活動におきまして、同一建物内で利用者目線の有機的な連携が促進されることとなり、乳幼児から小学生・中学生と、子どもの成長に合わせた切れ目のないサービスの提供が可能となるものでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございます。現在、区営住宅、区営アパートの移転先となる麴町仮住宅の進捗状況などを踏まえながら、本体工事の着手に向け準備を行っているところでございます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などの影響によりまして、施設整備全体に5か月間の遅れが生じ、本体工事の竣工は令和6年度末、令和7年3月を予定しており、個々の施設につきましては令和7年度からの供用開始を目指しているところでございます。

(仮称)四番町公共施設整備は、これまでの間、都市基盤整備特別委員会をはじめ、区議会において長きにわたりご議論を頂きながら取り組んでまいりましたことは桜井議員ご指摘のとおりでございます。区議会でのご議論、ご判断をしっかりと受け止め、本事業を丁寧に進めてまいります。

[環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇]

○環境まちづくり部長(小川賢太郎君) 桜井議員の(仮称)麴町仮住宅についてのご質問にお答えいたします。

まず、(仮称)麴町仮住宅の住戸数ですが、53戸で、変更はありません。

次に、四番町住宅、四番町アパートは、現在合計で44世帯あり、このうち32世帯が仮住宅へ移られる予定です。しかしながら、仮住宅への移転にご賛同いただけない世帯もあり、区としては丁寧に対応し、仮住居への移転にご協力いただけますよう引き続き努めてまいります。

次に、移転に際しての問題についてですが、各世帯の状況によっては、居住者に高齢者が多いことで体調管理が心配なこと、引っ越し作業に不安があること、仮住宅には収納し切れない家財道具等があること、引っ越しに際して多額な費用がかかることなど、居住者の方々からは様々な問題点や不安の声も頂いております。今後ともそうした不安の声に耳を傾けつつ、円滑な移転となるよう取り組んでまいります。

次に、仮住宅で使用していない住戸数についてですが、現段階では20戸程度になる見込みでございます。仮住宅の使用しない住戸を災害等の仮住宅として活用することについてですが、区の住宅施策全体の中で必要な利活用を図っていきたいと考えており、今後、活用策を庁内で検討してまいります。

次に、仮住宅に入居者のための相談員を配置することについてですが、入居後の不安を解消し、さらに日々の相談に応じるなど、何らかの支援体制を講じたいと考えており、現在、庁内で検討しております。

最後に、(仮称)麴町仮住宅の竣工と仮住宅と永田町駅を結ぶ貫通通路の進捗状況ですが、仮住宅の本体工事はほぼ終わり、現在、外構工事を実施中で、竣工は本年11月30日を予定して

おります。また、仮住宅と永田町駅を結ぶ貫通通路の進捗状況については、東京メトロにおいても新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、現在、進捗が滞っておりますが、引き続き協議を継続しており、その実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、23番嶋崎秀彦議員。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○23番（嶋崎秀彦議員） 令和2年第4回定例会において、自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、**区民の健康データの活用とデジタル化の推進**について、区民の健康データの活用についてどのように考えているのか、区におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の在り方について、そして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた行政事務情報化の今後の方向性と取組体制について伺います。

世界中を震撼させている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染者数が増え続け、いまだ収束の見通しが見えない状況であり、区民生活や経済活動にも甚大な影響を及ぼしています。昨今の頃、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの年になると誰もが思っていました。1年後の今、2020年は新型コロナウイルスパンデミックの年として記憶されることになりそうです。

この感染拡大によって社会経済活動が制約され、日常生活においても様々な自粛が行われました。人と人の触れ合いが制約される場面も少なくなく、外出の機会が減り、心身共に不調になる事例が多く報告されています。また、コロナ禍によって健康の重要性も改めて認識した人も少なくありません。区では、不安を抱える区民の皆様を支援するため、PCR検査体制の整備、医療機関や介護事業者及び商工関係団体への支援など、様々な対策を進めているところですが、引き続き区民の命と健康を守ることを最優先に、変化する社会情勢や区民ニーズに対応した区民生活や経済活動を支える取組を進めなければなりません。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大で、あらゆる場面において密を防ぐ観点から、外出自粛や人との対話を極力減らすため、ITCの活用が以前より身近になり、手続のデジタル化が企業や飲食店などのビジネスシーンだけでなく、医療、介護、教育、行政サービスなど、幅広い分野で飛躍的に普及しています。また、リモートワークは完全に社会に定着しました。在宅ワークはメールやテレビ会議なしには成り立ちませんし、あらゆる行政サービス提供、各種手続や相談を接触せずに行うことや感染リスクを避けるためオンライン診療も普及しています。

1つ例を挙げますと、コロナ禍を契機に社会を大きく変える動きとして、今、DX（デジタルトランスフォーメーション）が注目されていますが、医療や健康の分野においては数年前から地域医療連携ネットワーク構築、4K、8K技術を使った高精細映像技術の活用、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用など、積極的にICT技術を活用する動きがあります。この中でPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用は、私たちの健康づくりに大きく役立ちます。PHRとは個人の健康、医療、介護に関わる情報のことをいい、この情報を一人一人が自分自身で生涯にわたって時系列的に管理・活用することによって、自己の健康状態に合った優良なサー

ビスの提供を受けることができるというものです。

私たちは、これまでたくさんの健康や医療に関する情報を経験し、出産に際しては母子健康手帳、学校教育を受ける時期には学校健康診断の結果、就職に際しては定期健康診断の結果など、そのときのライフステージによって様々な手帳や書類の紙媒体に記録を残しています。また、体調によっては疾病管理手帳やお薬手帳などによって自身の健康管理をすることになりますし、高年齢層になれば介護予防手帳やかかりつけ連携手帳に記録されることもあります。しかし、それらの記録は記録が残る媒体や場所が違い、時には散逸してしまっていて活用ができないのが現実です。従来ばらばらであったデータを総合的に閲覧・活用することで、自身の健康増進や生活改善などに役立てることが可能になります。さらには効果的・効率的な医療等の提供、公共衛生施設や保健事業の実効性向上、災害等の緊急時の利用などが期待できます。例えば、災害時、PHRを活用すれば薬剤情報により服用している薬をいつでもどこでも入手でき、検査情報、アレルギー情報等、医療情報により、かかりつけ医以外でもすぐに診療が可能となり、さらには身元確認などへの応用も可能となります。

最近では、70歳以上の高齢者の約60%が所持していると言われるほどスマートフォンの普及が加速し、通信あるいはクラウドの技術も進展しているため、本人の同意さえあれば様々なデータを活用することができます。具体的には、病院での診療データ、保険会社が持つ健診などの健康に関するデータ、薬剤や体重あるいは食事、運動、休養、睡眠などのデータです。これらはそれぞれ提供を受けたり自身でアプリに記録することができます。また、IoTデバイスを用いれば、例えば、心電図等が自動送信されて自分の健康管理を知らず知らずのうちに行うことも可能になっています。そうして集められたデータから、食事、運動、休養、睡眠等、自分にとって最適なメニューを得て、自身の健康改善へ利用することができるようになるのみならず、医療機関が活用することで医療サービス向上や業務効率化などにつなげることも可能です。

このように、技術的には可能であることが明らかなのですが、アプリを開発し、それを普及させ、利用のルールをつくるなど、実現に向けては多くのハードルがあります。健康データ、医療データを自らが管理するという仕組みを整える一方、保健・医療政策の活用するための仕組みづくりも考えるべきでしょう。

本区においても、毎年億単位の予算が健診事業に使われています。健診の充実が区民の命と健康を守るだけでなく、国民健康保険、介護保険の保険支出の抑制にもつながります。

もとよりPHRを活用は区が単独で取り組むべきでもありません。国レベルで、大病院からまちのクリニックに至るまで、医療機関、医師だけでなく、歯科医師、薬剤師、そして介護職等も関わってその仕組みをつくり上げるものです。

一方、区民生活で最も身近な区政として、一人一人の健康づくりを考え、PHRを意識して、保健施策を推進する必要があると考えます。区から区民の皆様へ情報発信は、今は紙を主体に行われています。もちろんデジタル難民があってはなりません、ICTを用いてペーパーレスにすることで様々な情報を双方向で発受信することが可能となります。

第3回定例会の補正予算審議を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響も踏まえた情報化

の推進に向けた考え方が示されました。リモートワークの導入を皮切りに、行政事務の改善が行われるようですが、今後、住民情報システムの大規模な改修を検討するに当たって、一例を挙げたPHRなど、情報を有効活用するため、広い視野を持って臨む必要があると考えます。

そこで質問いたします。単に行政事務の情報化を推進していくことのみならず、国の動向、進捗の著しいICTの技術の動向を的確に把握し、柔軟に対応していくことが大切と考えます。区民の生活をあらゆる面でより豊かに変化させるというDXの概念を踏まえ、区民の健康データの活用についてどのように考えているのか、ご見解を伺います。併せて区におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の在り方についてご見解を伺います。

また、区民のデータの活用などの利便性と相反関係にある情報漏えいのリスクを踏まえ、個人情報保護条例をはじめ、デジタル化に伴う庁内業務の関連法令をどのように整理するのかなど課題があります。このような課題認識を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた行政事務情報化の今後の方向性と取組体制についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 嶋崎議員のご質問のうち、パーソナル・ヘルス・レコードの活用による保健施策の推進についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国民一人一人に多くの健康や医療に関する情報があり、それらの記録には記録が残る媒体や場所が違うことなどから有効に活用されていない状況でございます。そこで国では、パーソナル・ヘルス・レコードの拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年をめどに、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場など生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療、介護研究への活用の在り方について検討しているところでございます。

現在、千代田区においては、基本的な乳幼児健診の結果や予防接種履歴、区民健診の受診結果をそれぞれのシステムの中で管理・保管しております。乳幼児健診と予防接種履歴に関しては、マイナンバーとひもづけられたマイナポータルという情報提供ネットワークシステムで受診結果等を閲覧することができます。

今後、国は、内服歴、手術歴、IoTデバイスからの情報なども含む個人に関わる広範囲の医療情報を、マイナポータルの閲覧対象にする予定でございます。区としましても、区民が自身の様々な保健医療情報をパソコンやスマホ等で閲覧・活用し、自身の健康増進や生活改善などに役立てるよう、国の動向に注視しながら、個人情報保護や情報セキュリティの観点などを十分に考慮に入れつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会と密に連携を取り、パーソナル・ヘルス・レコードの活用を検討してまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 嶋崎議員の行政のデジタル化に関するご質問にお答えいたします。

初めに、本区のデジタルトランスフォーメーションの在り方についてですが、近年、デジタルトランスフォーメーションという言葉が行政運営の中で聞かれるようになりました。このデジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへ変革することとされています。国は、このたびのコロナ禍を踏まえ、新たな生活様式を見据えて、行政手続のオンライン化、自治体システム標準化、マイナンバーを利用した事務・情報連携の改善など、行政のデジタル化を強力に推進することを明らかにいたしました。区は、こうした動きを捉えて、利用者が便益や価値を実感できること、利用者目線でサービス志向を重視すること、誰もが安全・安心に利用できることを本区の情報化の目指すべき姿として取り組む所存でございます。

そのため、今後予定されている主要システムのリプレースにおいても、従来の延長線上ではなく、社会の動向や区民ニーズの反映、さらには最新のデジタル技術を取り入れるなど、新たな発想を意識しながらデジタルトランスフォーメーションの意義を浸透させてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた行政事務情報化の今後の方向性と取組体制についてですが、このたびのコロナ禍は、平時の備えてとして行政のデジタル化を準備しておくことがいかに大切であるかを実感いたしました。コロナ禍をデジタル化の遅れを取り戻す絶好の機会と捉え、デジタルトランスフォーメーションの意義を念頭に、行政のデジタル化を進めていくことが肝要であると認識しています。

区は、こうした考え方の下、行政手続の簡素化や新しい働き方につながるリモートワークの定着を目指すこととなります。行政手続の簡素化については、区民が来庁する場合、庁舎に滞在する時間を最小化すること。さらには区民が来庁しないで済むオンライン手続を拡充することなどを想定しています。

また、リモートワークの定着については、さきの定例会においてリモートワーク実証実験の補正予算をご承認いただきました。本格展開は次年度以降となりますが、在宅や出張先など、庁外で業務を行うことが可能となります。行政のデジタル化の取組は全庁的に関わるものであり、庁内を横断的に取りまとめる推進体制が求められます。そうした観点から、現在どのような組織体制が最適なのか検討しているところでございます。

○議長（小林たかや議員） 以上で一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。

午後3時56分休憩

午後4時09分再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

これより日程に入ります。

日程第1を議題にします。

を改正する条例

(企画総務委員会審査付託)

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第57号、千代田区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法の一部改正により、延滞金算出時に使用する割合に関する用語が改められたことに伴い、同法に準じて延滞金の算出方法について規定する各条例において規定を整備するものでございます。

令和3年1月1日から施行をいたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、企画総務委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第2を議題にします。



委員会提出議案第4号 出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について

（企画総務委員会）

○議長（小林たかや議員） 提出者を代表してはやお恭一企画総務委員長から、提案理由の説明をお願いします。

〔はやお恭一議員登壇〕

○18番（はやお恭一議員） 委員会提出議案第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1、告発人及び被告発人

（1）告発人

千代田区議会議長 小林たかや

（2）被告発人

石川××

2、告発の事実

（1）告発事実の要旨

被告発人は、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、地方自治法第100条第1項に基づく調査権を付与された千代田区議会企画総務委員会から令和2年9月18日に証人として出頭して証言するよう請求を受けながら、同日、同区議会第1委員会室に正当な理由なく出頭せず、出頭を拒絶した。

また、出頭を拒絶していることから記録の提出を求めたが、同様に正当な理由を示すことなく記録の提出を拒絶した。

（2）告発に至った経緯

本区議会は、令和2年3月11日に開催された第1回区議会定例会の最終日において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査権を企画総務委員会に委任し、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、「総合設計制度等に関する決議」を議決した。

本100条調査権が企画総務委員会に付与されることとなったきっかけは、本年3月6日、一部報道機関により、被告発人が家族と共有名義で所有している三番町のマンションの1室が、一般に広く販売されることのない「事業協力者住戸」であったことに加えて、当該マンションが区の総合設計制度を利用し、容積率が緩和され、結果的に高さが10m上乘せされ60mで建設されたもので、その特定行政庁は千代田区長であったことが報道されたことである。

本区議会では、この報道を受け、同年3月9日開催の第1回区議会定例会予算特別委員会総括質疑の場で、千代田区長石川雅己氏自らの求めに応じ、当該マンションの購入の経緯について説明を受けるとともに、事実確認の質疑を行った。

しかしながら、予算特別委員会の質疑によって、当該マンションの「事業協力者住戸」が被告発人とその家族に提供された背景に、区のまちづくり行政に関わる様々な場面で、開発事業者及び販売事業者に対して事務執行上の便宜が図られた疑惑が拭いきれず、その事実を明らかにするためには、地方自治法100条に基づく調査が不可欠であると判断したからである。

その後、企画総務委員会（以下、「同委員会」という、）が、100条調査権に基づき、関係機関から提出された資料内容について調査し、千代田区長石川雅己氏及び石川区長次男石川××氏の証人喚問を行った。

関係機関からの提出資料並びに石川区長及び石川区長次男石川××氏の証言を通じ、当該マンションの共有名義人である石川区長夫人石川××氏が当該物件の購入に大きく関わっていることが明らかになった。

そのため、当該マンションの一室を事業協力者住戸として購入したことについて、石川区長夫人石川××氏を証人喚問し、証言を得ることが不可欠であると判断し、9月18日に千代田区九段南1丁目2番1号所在の千代田区議会第1委員会室への出頭を求めたところ正当な理由なく出頭を拒絶し、その後の証人出頭要請についても、文書の受け取りを拒絶している。

また、証人出頭要請を拒絶していることから、36項目に及ぶ照会事項を記載し、回答を求めたが、同照会文についても受け取りを拒絶し、記録の提出を拒んでいる。

正当な理由のない証人出頭拒絶及び資料提出の拒絶は地方自治法第100条第3項に規定する「正当の理由がないのに、議会に出席せず若しくは記録を提出しないとき」に該当すると認められるため、同条第9項に基づき、所管検察庁及び所管警察署あて告発するものである。

以上、満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林たかや議員） 委員会提出議案第4号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 委員会提出議案第4号、出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について、反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、石川××氏を証人として出頭を求める理由についてであります。地方自治法100条第1項ですが、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるかと書かれております。私ども公明党議員団は、委員会においても当初から石川××氏を証人として求めることに反対してまいりました。それは、100条調査は強制力を伴う強権であり、重大な人権侵害にも、また行ってはならないとされる個人の秘密やプライバシーに関する事項の暴露にもつながりかねないために、証人の出頭要請についても慎重であるべきと考えるからであります。法に

書かれているとおり、あくまで事務執行に関する調査において特に必要があると認められなければ出頭及び記録の提出を求めることはできません。

この点、このたびの事務執行に関する事項において、××氏を証人として呼び証言を求めなければ証明できないとする点は何なのか、具体的な事項が明らかにされておられません。提案理由の中では、当該マンションの共有名義人である石川区長夫人石川××氏が当該物件の購入に大きく関わっていることが明らかになったと述べるのみであります。しかし、この当該物件の購入については、三井不動産レジデンシャルから、9月11日の文書照会に対する回答において、また10月26日の証人尋問でも、事務執行上の便宜は受けていないこと、そして事業協力者住戸については、あくまで営業戦略上で行ったことが明らかとなりました。そのことにより、マンションの購入はもはや個人的事項であり、100条調査の対象とはなり得ません。よって、提案理由の中で述べた当該物件の購入に大きく関わっているとの説明は証人として出頭を求める理由とはなりません。なぜ証人として出頭する必要があるのかという理由が明らかとはなっていない中で、出頭拒絶で告発するという強権を発動することは調査権の乱用と言われかねません。反対する理由の第1であります。

反対する第2の理由は、告発の事実として述べられた点についてであります。1点は、正当な理由がない出頭拒否、2点目が、正当な理由がない記録提出の拒絶です。

1点目の出頭拒否ですが、9月4日付委員会からの9月18日に出席を請求する文書に対する回答が××氏より9月7日に送られてきました。そこには証人請求の理由開示と当日は予定があり出席できない旨が書かれておりました。その後、何度も出頭可能な日程調整と出頭要請の文書を送っています。9月18日当日出席しなかった後も出頭可能日の提示を求めて9月16日に送った文書を再送しております。それ自体は日程調整を最後まで図ろうとした妥当なことであります。このことはいまだ日程調整中であり、出頭日時が確定していないとも取れます。よって、9月18日をもって証人として正当な理由なく出席を拒絶したとは断定することはできません。

2点目の記録の提出拒絶ですが、そもそも記録とは既存の書類を意味するものであります。よって、照会に対して回答しなかったことをもって記録の提出拒絶と断定することは困難であります。

なお、××氏からの文書には、委員会の調査に対する意見には理解できる点もありますが、一部侮蔑的、感情的で根拠のないものがありました。この点は私たちも承服できるものとは思っていないことは付け加えさせていただきます。

反対する理由を述べさせていただきました。今回の告発という強権の発動に当たっては、いまま一度100条調査の目的と方法を確認し、人権を守るという観点からご判断をしていただくことをお願い申し上げまして反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（小林たかや議員） 次に、13番池田ともりの議員。

〔池田ともりの議員登壇〕

○13番（池田ともりの議員） 委員会提出議案第4号、出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について、意見発表いたします。

本年3月6日、千代田区長石川雅己氏が、その家族と共有名義で所有している三番町所在のマンションの1室が販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社により、一般に広く販売される住戸ではなく、本来、地権者などに割り当てられる事業協力者住戸であったことが一部報道機関により報じられました。

千代田区議会では、区の総合設計制度及び地区計画制度の運用に当たり、特定行政庁の長である石川雅己区長が三井不動産レジデンシャル株式会社及び三井不動産株式会社に何らかの便宜を図った見返りとして、石川区長とその家族が希望した住戸をあえて申込みも抽せんも必要としない事業協力者住戸に指定し、優先的に販売したのではないかとの疑惑を明らかにするため、千代田区議会企画総務委員会に地方自治法第100条に基づく調査権を付与し、これまで調査を続けてきました。

調査の結果、石川区長は、当該マンションの購入について一切関わっていない旨を主張し、共有名義人の石川区長次男石川××氏は、購入手続に関する多くの部分で記憶にない、覚えていないと主張してきました。一方、販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社からは、当該物件の資料要求は石川雅己氏名義でなされ、千代田区四番町所在の同氏の自宅宛てに送られ、その上で石川区長夫人石川××氏が事前案内会終了後、時を置かずに販売事業者に電話により働きかけを行い、その結果、販売事業者は強い購入意向であると受け止め、急ぎ会社内で協議し、希望住戸を事業協力者住戸とした上で、事前にその事実を石川雅己夫人石川××氏と次男石川××氏に告げ、優先的に販売したとの経緯を記載した書面が提出されました。

こうした経緯の中で、当該住戸の購入が果たして適切に行われた商取引であったのか否かについて事実を明らかにするためには、共有名義であり、記録上、販売事業者に電話照会し、事業協力者住戸として優先的に購入できる旨の連絡を受けた一人である石川区長夫人石川××氏の証人喚問が不可欠であると判断し、千代田区議会議長名で証人出頭請求したものです。しかし、石川××氏は正当な理由を示すことなく、証人喚問の場を出席しなかったばかりか、証人喚問を補完する意味も含めた36項目に及ぶ文書照会にも送付文書の受け取りを拒絶することで回答文を作成し、資料として提出することをかたくなに拒絶し続けました。

地方自治法第100条第9項では、同法第3条に規定されている正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないときは告発しなければならないと定めており、これは議会に課せられた義務であります。もし今回の告発がなされなければ、地方自治法第100条に基づく調査権は形骸化し、疑惑の真相を明らかにすることができず、地方自治の本旨をも揺るがしかねない事態を招くことになると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）よって、委員会提出議案第4号、出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について賛成いたします。（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

説明がありました委員会提出議案第4号、出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発については、投票システムにより採決をしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

〔一部議員 退席〕

○議長（小林たかや議員） 委員会提出議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（小林たかや議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） なしと認め、確定します。

委員会提出議案第4号は、賛成多数により——いいんだよね。賛成多数により可決されました。日程第3から第6を一括して議題にします。



報告第19号 （仮称）外神田一丁目公共施設新築工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第20号 （仮称）外神田一丁目公共施設新築電気設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告代21号 （仮称）外神田一丁目公共施設新築給排水・空調設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第22号 専決処分により訴訟上の和解をした件について

○議長（小林たかや議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 報告案件4件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、報告第19号から第21号までの（仮称）外神田一丁目公共施設新築工事請負契約、新築電気設備工事請負契約、新築給排水・空調設備工事請負契約のそれぞれ一部を専決処分により変更した件についての3件につきまして一括してご説明申し上げます。

いずれも、内装、間仕切り等の変更、道路管理者による指導及び新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したことによる工期延長に伴う諸経費の増により契約変更したもので、新築工事請負契約は、契約金額2億2,794万200円を2億2,798万6,200円に、新築電気設備工事請負契約は、契約金額3億4,356万4,200円を3億6,032万8,200円に、新築給排水・空調設備工事請負契約は、契約金額4億8,972万5,200円を5億1,495万2,000円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、報告第22号、専決処分により訴訟上の和解をした件についてでございます。

区営千鳥ヶ淵ボート場を利用した者が、ボートの転覆により落水したことについて、区並びに当該ボート場運営管理業務委託事業者及び再委託事業者に対し、損害賠償を請求した訴訟につきまして、専決処分により、区が相手方に4万円を、各委託事業者が連帯して相手方に14万3,383円を支払うこと等で訴訟上の和解をいたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、4件につきましてご報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） 以上で、本日の日程全てを終了しました。

次回の継続会は、11月27日午後1時から開会します。

ただいまご出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後4時35分 散会